

目 次

第1号（3月5日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
承認第1号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求 めることについて	7
議案第1号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第8号）	8
議案第2号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	17
議案第3号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号） 	18
議案第4号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	19
議案第5号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	20
議案第6号 平成28年熊本地震津奈木町復興基金条例の制定について	21
議案第7号 津奈木町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定につ いて	21
議案第8号 津奈木町地域活性化拠点の設置及び管理運営に関する条例の制定につ いて	21
議案第9号 津奈木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について	21
議案第10号 津奈木町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について 	21
議案第11号 津奈木町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について	21
議案第12号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務	

	の免除に関する条例の一部改正について	2 1
議案第13号	津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	2 2
議案第14号	津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について	2 2
議案第15号	津奈木町手数料条例の一部改正について	2 2
議案第16号	津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	2 2
議案第17号	津奈木町介護保険条例の一部改正について	2 2
議案第18号	津奈木町漁港管理条例の一部改正について	2 2
議案第19号	津奈木町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	2 2
議案第20号	令和6年度津奈木町一般会計予算	2 2
議案第21号	令和6年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算	2 2
議案第22号	令和6年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算	2 2
議案第23号	令和6年度津奈木町介護保険事業特別会計予算	2 2
議案第24号	令和6年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算	2 2
議案第25号	令和6年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算	2 2
議案第26号	令和6年度津奈木町簡易水道事業会計予算	2 2
議案第27号	第10期津奈木町振興計画の策定について	2 8
議案第28号	工事請負変更契約の締結について	3 1
散 会	3 2

第2号（3月15日）

議事日程	3 3
本日の会議に付した事件	3 3
出席議員	3 3
欠席議員	3 3
事務局職員出席者	3 3
説明のため出席した者の職氏名	3 3
開 議	3 7
一般質問	3 7
5番 宮嶋 弘行君	3 7

6番 本山 真吾君	44
4番 新立 啓介君	55
散 会	60

第3号（3月19日）

議事日程	61
本日の会議に付した事件	62
出席議員	63
欠席議員	63
事務局職員出席者	63
説明のため出席した者の職氏名	63
開 議	64
議案第6号 平成28年熊本地震津奈木町復興基金条例の制定について	64
議案第7号 津奈木町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について	64
議案第8号 津奈木町地域活性化拠点の設置及び管理運営に関する条例の制定について	64
議案第9号 津奈木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について	64
議案第10号 津奈木町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について	64
議案第11号 津奈木町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について	64
議案第12号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について	64
議案第13号 津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	64
議案第14号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について	64
議案第15号 津奈木町手数料条例の一部改正について	64
議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	64
議案第17号 津奈木町介護保険条例の一部改正について	64
議案第18号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について	64
議案第19号 津奈木町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に	

について	6 4
議案第20号 令和6年度津奈木町一般会計予算	6 4
議案第21号 令和6年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算	6 4
議案第22号 令和6年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算	6 4
議案第23号 令和6年度津奈木町介護保険事業特別会計予算	6 4
議案第24号 令和6年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算	6 5
議案第25号 令和6年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算	6 5
議案第26号 令和6年度津奈木町簡易水道事業会計予算	6 5
発議第1号 津奈木町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	8 3
議員派遣の件	8 4
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	8 4
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件	8 4
教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件	8 4
議案第29号 工事請負契約の締結について	8 5
議案第30号 工事請負変更契約の締結について	8 6
閉 会	8 6
終 了	8 8
署 名	8 9

津奈木町告示第6号

令和6年第1回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月13日

津奈木町長 山田 豊隆

- 1 期 日 令和6年3月5日
 - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
-

○開会日に応招した議員

林田 廣美君	平野 和信君
大川 貴哉君	新立 啓介君
宮嶋 弘行君	本山 真吾君
澤井 静代君	久村 昌司君
川野 雄一君	柳迫 好則君

○3月15日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第1回(定例)津奈木町議会会議録(第1日)

令和6年3月5日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和6年3月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第5 議案第1号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第6 議案第2号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第3号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第4号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第5号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第6号 平成28年熊本地震津奈木町復興基金条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 津奈木町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定に
ついて
- 日程第12 議案第8号 津奈木町地域活性化拠点の設置及び管理運営に関する条例の制定につ
いて
- 日程第13 議案第9号 津奈木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 津奈木町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 津奈木町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債
務の免除に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び津奈木町職員の
育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 津奈木町手数料条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

- 日程第21 議案第17号 津奈木町介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 津奈木町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 令和6年度津奈木町一般会計予算
- 日程第25 議案第21号 令和6年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 令和6年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和6年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 令和6年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 令和6年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 令和6年度津奈木町簡易水道事業会計予算
- 日程第31 議案第27号 第10期津奈木町振興計画の策定について
- 日程第32 議案第28号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第5 議案第1号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第6 議案第2号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第3号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第4号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第5号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第6号 平成28年熊本地震津奈木町復興基金条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 津奈木町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定に
ついて
- 日程第12 議案第8号 津奈木町地域活性化拠点の設置及び管理運営に関する条例の制定につ
いて
- 日程第13 議案第9号 津奈木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 津奈木町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

- 日程第15 議案第11号 津奈木町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 津奈木町手数料条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 津奈木町介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 津奈木町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 令和6年度津奈木町一般会計予算
- 日程第25 議案第21号 令和6年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 令和6年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和6年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 令和6年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 令和6年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 令和6年度津奈木町簡易水道事業会計予算
- 日程第31 議案第27号 第10期津奈木町振興計画の策定について
- 日程第32 議案第28号 工事請負変更契約の締結について

出席議員（10名）

1番	林田 廣美君	2番	平野 和信君
3番	大川 貴哉君	4番	新立 啓介君
5番	宮嶋 弘行君	6番	本山 真吾君
7番	澤井 静代君	8番	久村 昌司君
9番	川野 雄一君	10番	柳迫 好則君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	財部 大介君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	諫山 吉光君
ほけん福祉課長	葦浦 祐一君	教育課長	永松 伸也君
会計課長	岡松 辰哉君		

午前10時00分開会

○議長（柳迫 好則君） ただいまから令和6年第1回津奈木町議会定例会を開会致します。

第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には、公私ともに御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会は、令和6年度当初予算をはじめ、令和5年度補正予算のほか、条例の制定並びに一部改正など、多くの議案が上程されており、これらを審議する重要な会議であります。諸議案は、多種多様にわたっていることから、会期も長期間予定されております。

本定例会では、第10期津奈木町振興計画の策定に伴う議案が上程されています。本計画は、本町を明るい未来へとつなぐ大切な計画であります。住民の願いに沿った様々な事業を盛り込んだ計画であります。

これらを踏まえた新年度予算に係る施政方針等については、後ほど町長から詳しい説明があると思われませんが、議会と致しましては、さらなる検討を加え、町民の切望する諸施策を町政運営に反映すべく、十分な審議を重ね、よりよい政策の実現につなげていきたいと考えます。

議員各位におかれましては、長期間の会期となりますので、体調管理に御配慮いただき、適正・妥当な議決になりますようお願い申し上げます、開会の御挨拶と致します。

ここで、町長からの発言の申出がっておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第1回津奈木町議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様方におかれま

しては、全員お元気にて本定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年も、全力でそれぞれの事業に取り組んでまいり所存でございます。詳しくは令和6年度主要施策説明で述べることに致しますが、今後とも議員の皆様方のお力添えをよろしくお願い致します。

さて、県内では菊陽町に建設された、TSMCの関連会社が、先月24日に開所式を迎えました。その巨大な工場を前に、地元では発展への期待が高まる半面、交通渋滞や地下水の汚染問題、農地の確保など、多くの問題も指摘されているようです。

しかしながら、やはり雇用創出は、全国市町村の最重要課題です。本町におきましても、昨年から本格的な企業誘致に力を入れており、御存じのとおり、現在、津奈木工業団地の再整備を行っています。

先だっては企業にも直接、トップセールスを行ってまいりました。

今後は、町内雇用の確保ができるよう、長年なし得なかった企業誘致にも力を入れてまいりたいと思います。

また、今月24日には、熊本県知事選挙が執行されます。現蒲島県政に代わって新たな県知事の誕生となる大変重要な選挙です。

現在、4人の候補者が立候補を予定されているようですが、県南発展のためには、国の閣議決定事項であります第七次に続く、第八次水俣・芦北地域振興計画を実現していただける方に、新たな知事に就任していただけるようお願いしております。

さて、暖冬の影響もあり、椿の花が咲き、桜のつぼみも大分膨らんでまいりました。月末には満開の桜が町を彩ってくれることと思います。

本定例会に上程致しました案件は、令和6年度当初予算をはじめ、第10期津奈木町振興計画、条例改正等、非常に重要な案件でございます。

長い期間になると思いますが、十分なる御審議をお願い申し上げまして御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（柳迫 好則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、林田廣美君、9番、川野雄一君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（柳迫 好則君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきで開催されました議会運営委員会において、本日から3月19日までの15日間との答申を頂いております。よって、本日から3月19日までの15日間と致したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（柳迫 好則君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1 2月13日及び15日の2日間、第4回定例会を開催。

1 2月25日、水俣芦北広域行政事務組合議会定例会が水俣芦北広域行政事務組合講堂で開催され、議長、副議長出席。

1 月23日並びに2月6日、議会全員協議会を開催。

2月14日、熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が熊本県市町村自治会館で開催され、議長出席。

2月20日、熊本県総合事務組合議会定例会が熊本県市町村自治会館で開催され、議長出席。

2月22日、熊本県町村議会議長会定期総会が熊本県市町村自治会館で開催され、議長出席。

2月26日、議会運営委員会を開催。

また、代表監査委員より、12月から2月に実施されました例月出納検査の結果報告がっております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 承認第1号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（柳迫 好則君） 日程第4、承認第1号令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 承認第1号令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

この補正予算は、低所得者支援事業及び能登半島地震発生に伴う職員派遣に係る費用を補正致

しております。

歳出について御説明申し上げます。

総務費の低所得者世帯支援給付金給付事業費で、低所得者支援に係る各種費用を計上致しております。

消防費の災害対策費で、職員派遣旅費を計上致しております。

歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金の総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額致しております。

歳入では、財政調整基金繰入金を増額致しております。

歳入歳出補正総額は2,550万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,010万円と致しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第1号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第8号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第5、議案第1号令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第1号令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第8号）について、

御説明申し上げます。

今回の補正予算は、各項目において、歳出では各事業を実績または見込みで、歳入では交付決定または見込みにより減額致しております。

歳出の主なものから御説明致します。

総務費の一般管理費では、法改正に伴い、社会保障・税番号制度システム改修委託料を増額し、財産管理費では、空調機故障により、庁舎屋上空冷空調機修繕工事を計上し、森林経営管理事業基金積立金など3基金を計上。税務総務費では、税制改正に伴い、個人住民税システム改修業務委託料を計上致しております。

農林水産業費の農業委員会費は、農地利用最適化交付金実績により内示があったため、委員報酬を増額致しております。

土木費の土木総務費では、県営工事に係る残土処理費として、残土処理場管理業務委託料を増額し、道路新設改良費では、町道町原線支障電気通信線移転補償費を計上。河川総務費では、海岸堤防等老朽化対策緊急事業費負担金を計上し、単県海岸保全事業負担金を事業前倒しにより増額致しております。

教育費の学校給食施設費は、ボイラーの不具合により、給食センターボイラー更新工事を計上致しております。

歳入について御説明申し上げます。

地方交付税の普通交付税は、交付決定により増額致しております。

分担金及び負担金の民生費負担金は、津南保育園保育料を見込みにより増額致しております。

使用料及び手数料の土木使用料は、残土処理場使用料を見込みにより増額致しております。

国庫支出金の総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額致しております。

県収支金の総務費県補助金では、熊本地震復興基金交付金を交付決定により計上し、農林水産業費県補助金では、農地利用最適化交付金を内示により増額致しております。

財産収入の生産物売払い収入は、町有林立木売払い収入を増額致しております。

諸収入の雑入は、津奈木保育園落雷被害に係る公有建物災害共済金を計上致しております。

第2表の継続費補正は、防災行政無線整備事業で総額及び年割額の変更によるものでございます。

第3表の繰越明許費は、地域消費者推進プロジェクト負担金事業など17事業で年度内完了ができませんので、令和6年度へ繰り越すものでございます。

第4表の債務負担行為補正は、議会会議録作成委託料など、2事業で年度内に契約を行うためのものでございます。

第5表地方債補正は、各種事業の実績による変更でございます。

歳入歳出補正総額は6,390万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億620万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は12ページから16ページ、歳出は17ページから26ページです。

歳出から質疑を行います。17ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 18ページ、19ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 20ページ、21ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 22ページ、23ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 24ページ、25ページ。質疑ありませんか。3番、大川貴哉君。

○議員（3番 大川 貴哉君） 3番、大川です。消防費の消防団員出動報酬56万円ですけども、これは2件火災がございましたが、これに伴うものでございましょうか。

○議長（柳迫 好則君） 総務課長、財部大介君。

○総務課長（財部 大介君） お答えします。

令和5年度につきましては、火災等によります出動が3回ございました。1件ぼやがございましたので、その際も出動をしております。それとは別に、本年、普通救命講習会、こちらを新たな取組として1回実施を致しております。その関係で、当初予定しておりましたものよりも出動要請が増えたため、今後の出動の可能性も含めまして、今回補正で増額というようなことございます。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。3番、大川貴哉君。

○議員（3番 大川 貴哉君） それに伴ってですけども、25ページの負担金補助及び交付金なんですけども、この熊本県防災ヘリ負担金なんですけども、これはやっぱり火災に関してのことなんですかね。

○議長（柳迫 好則君） 総務課長、財部大介君。

○総務課長（財部 大介君） お答え致します。

本件につきましては、本来であれば当初予算で計上すべきところではございましたが、当初予算

の計上漏れでございまして、請求に合わせまして今回3月で急きょ補正という形でさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（柳迫 好則君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 26ページ。5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 5番、宮嶋です。学校給食施設費の中でですね、給食センターのボイラー更新工事、これの故障だと思うんですが、どういう内容だったのかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 教育課長、永松伸也君。

○教育課長（永松 伸也君） お答え致します。

本ボイラーは、平成21年に設置しまして約15年が経過しております。昨年12月から基板の老朽化によりまして頻繁に故障しているため、ボイラーを入れ替えるものでございます。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 入れ替えるということですけど、補正で今年度内に間に合うのかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 教育課長、永松伸也君。

○教育課長（永松 伸也君） お答え致します。

本入れ替え工事の工期予定を一応3月11日から3月27日までとしておりますが、実際現場での入れ替え作業は2日間で終わるというふうに業者のほうから確認を取っております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 歳入の質疑はなしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。12ページ、13ページ。8番、久村昌司君。

○議員（8番 久村 昌司君） 8番、久村です。総務使用料のほうでですね、入魂の宿の観覧料とか、入魂の宿宿泊料とか90万7,000円減額になっておりますけども、どうしてこういう感じになったのか説明をお願いします。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

まず、宿泊料から御説明しますが、宿泊料につきましては、当初予算では作品に合わせたベストシーズンにですね、年4回の受付を予定しておりましたが、モニターの宿泊実施ですとか、夏の猛暑、それから受付の運用見直し等を行いまして、9月末からの開始となりました。受入期間

を見直しまして、9月末から11月中旬の2か月間と、それから12月中旬から2月末の2か月半を受付を開始したところです。

オフシーズンでもありまして、宿泊料も12月の受付につきましては、半額の1棟1万円での調整運用をしたところではありますが、しかしながら予算の3割程度にしかならなかったということでございます。

また、観覧料につきましては、当初予算で650人の観覧者を見込んで予算を計上したところなのですが、観覧者は3月1日現在で538人ということで、約見込みの8割程度はあっておるのですが、そのうちの230人ほどが修学旅行生ですとか、美術館の関係者、また取材の方等でですね、無料の観覧者であったということで、こちらも収入の減額になってしまったということで、合計では、先ほど久村議員がおっしゃったように90万7,000円の減額ということでございます。

ただですね、歳出のほうも決算見込みでは150万円ほどの減額の見込みでございまして、収支のマイナスとしましては、約60万円の削減になっているという状況でございます。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 8番、久村昌司君。

○議員（8番 久村 昌司君） 今年度はそういう予定になったということで、次年度からもこういう感じのタイミング、宿泊の予定とか、そういうのも同じ間隔、サイクルで行くのかとか予定はしておりますか。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

4月からのベストシーズンに向けてですね、情報を発信しながら集客を図っていくということになろうかと思えます。

宿泊料につきましては、やはりオフシーズンとベストシーズンで料金の変更が必要だろうというふうに考えておりますので、運用をしながら調整をしながらですね、美術館のイベントや体験ツアーなどとも絡めながらですね、利用促進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 14ページ、15ページ。7番、澤井静代君。

○議員（7番 澤井 静代君） 7番、澤井です。生産物売払い収入の489万9,000円、町有林立木売払い収入、ほかの資料では3.3ヘクタールということになっておりますが、現在、私どもが一応聞いている範囲では、1丁50万から120万円ほどと聞いていますので、現在の

木材の相場にするといいいのかなという思いではおりますが、まずは、その場所と樹齢ですね。木の樹齢と木の種類、これをお答えいただければと思います。

○議長（柳迫 好則君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

場所はですね、大字岩城大野原の1186の80ということで、大字津奈木とのですね、境の部分になります。樹齢、樹種については、杉、ヒノキの樹種で、樹齢につきましては、杉につきましては60年生が1ヘクタールと55年生が残り、それとヒノキにつきましては、69年生が2ヘクタール程度ということでなっております。

現在、森林組合あたりで、山元価格で大体聞いたところによりますと、売買価格としては大体80万から90万程度がヘクタール当たりの相場というふうなことでお聞きしていますので、今回の売上げについては、そこそこ適正ではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 7番、澤井静代君。

○議員（7番 澤井 静代君） 今の状況としましては、家の造りも昔と違ってきまして、大きい木、昔は割柱を作ったり、敷居だったり、かもいだったり、高級な木材として出てたんですが、今は一般材でいい状況になっているんですね。そういうので、どっちかという大きい木のほうが安いというのが今の状況であります。

それです、伐期を迎えている場所がたくさんあると聞いておりますが、残りの広さと、そのまた伐採すると植林をし、10年ほどは下草払いですか、普通下払いと言いますがそれと、現在では、鹿の被害ですね、それがすごく心配されると思うんですが、そこら付近の今後の、まず民間では、なかなか、あと、山を要するという子供たちはいないんですね。だから、どうしても行政にかかってくる負担というのは、今後は大きくなっていくんじゃないかなという思いでおりますので、そこら付近の考えを聞かせていただければと思います。

○議長（柳迫 好則君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

まず、町有林の施業については、確かに保育経費等を考えましてですね、長伐期施業で今まではやってきております。ただ、SDGsあたりの取組等が始まりまして、適正標準伐期齢での伐採等が必要になって、資源循環型社会をつかっていくということで考えておりますので、今、通常の伐採樹齢に戻しているというふうな状況と、先ほど議員さんのほうからもありましたように、建築様式が変わっておりますので、長伐期の大型木じゃなくて通常の木材のほう売れるというふうな状況になっておりますので、そこあたりを考えながらですね、計画的に伐採をしていきたいと思っております。

詳細な資料をちょっと持っておりませんが、全体では大体約300ヘクタール弱が町有林ありますので、年間5ヘクタール程度ずつですね、ずっと伐採等を行って行って、町有林の管理を行っていきたいというふうには考えております。

また、民間のですね、私有林につきましてはですね、今、森林譲与税等が今年度より始まりまので、そちらのほうのですね、活用を図りながらですね、森林の健全な育成に努めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 5番、宮嶋です。

寄附金のほうですけど、非常に期待していたふるさと納税寄附金、これがですね、減額という形になっていますが、そういった要因をですね、ちょっと知りたいと思っておりますけど、よろしくお願ひします。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

当初、見込みとしては1億7,500万円を計上しておったところですが、実績としましては1億6,000万円ほどになりそうなものですから、今回減額をしているところです。

原因としましてはですね、令和5年10月に制度改正がありまして、経費をですね、納付金額の5割以下に抑える部分というのが強化をされました。これによってですね、今まで対象外とされておりましたワンストップ申請の事務ですとか、受付の受領書発行の事務、こういったものを費用として、経費に含まなければならないということで、そのまま含みますと経費率が5割を超えることとなりますので、同じ返礼品でも寄附金額を上げたり、また同じ寄附金額でも返礼品のグレードを下げるというような結果になっております。そうした影響があったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 本当にですね、町の財政としてはですね、本当に厳しい中で運営されています。唯一のですね、こういう寄附金という、納税というのがですね、すごく助かっている状況だと思いますので、そういった面もですね、しっかり踏まえてですね、今後取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（柳迫 好則君） ほかはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 16ページ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第2表繰越明許費並びに6ページから7ページ、第3表繰越明許費、8ページ、第4表債務負担行為補正、また9ページ、第4表地方債補正に関する質疑を受けます。5ページ、第2表繰越明許費、質疑ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 6ページから7ページ、第3表繰越明許費。4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 4番、新立でございます。今回の繰越明許費、全体としては3億2,700万円が繰越しをされております。その中でもですね、工事関係、当初予算で組んだやつ、そっくりそのままの繰越しをされている事業が6事業ございます。これらについては入札をされているのか。新聞報道でもあっておりますけれども、県の事業でも全体として10%ぐらいが不調不落。特に県南地域、この芦北地域振興局も含めて18%ぐらいということで不調不落が続いているという報道もあっております。

その中で、こういう工事関係、インフラ整備が災害でなかなか進んでこなかった部分もありますけれども、今回どこまで進んでいるのか、入札をされているのか、されていないのかですね、その状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

まず、この中で入札が行ってないやつから申し上げますと、上から5番目、サイクルツーリズム防草対策事業、これにつきましては、事業効果を上げるために計画の見直しを行っているというのが繰越し理由です。

次が、津奈木工業団地線（仮称）新設事業、これについては入札を行っています。失礼しました。

町原線道路改良事業、それと町道笹迫線道路改良事業、この2件につきましては、国の2次補正を頂いて、現在補助申請を行っております。補助金の交付決定がまだされていないので、それが来次第、入札を行いたいと思います。

それと、町道宇戸永田線道路改良事業、これにつきましては、地権者のほうから農地の転用関係、いろいろ条件がありましたが、その転用関係で時間を要したということで繰越しを行っております。

それと、一番下の日当川河川単独災害復旧工事、これについては、令和2年7月豪雨の関係で、現在作業員が不足しておりますので、今発注しても不調になるということで、ちょっと様子を見ているところです。

あと、残りについては発注を行っております。当初予算でそのまま予算が繰越された分については、事業費が300万円以下については契約繰越ということにしております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほかに質疑ありませんか。9番、川野雄一君。

○議員（9番 川野 雄一君） 9番、川野です。繰越明許費の中で、教育費の小学校体育館屋根等の大規模改修工事4,843万5,000円ですかね。これについては、私が聞いた範囲では、小学校の入学式、卒業式等も体育館で行うというような強い意思を聞いていたんですが、諸般の事情があって繰越しをされていると思いますが、その状況について説明を求めます。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答え致します。

委員会とか諸般のほうで卒業式、入学式についてはやりたいということでお話をしていたと思います。今回繰越しの理由としましては、令和5年9月25日に着工し、その後、学校側より体育館を使用した授業数が定められております。消化されていない授業数があるので、体育館を使用させてほしいというのが一つ要望がありました。

それと、体育館の軒の高さが10メートルを超えておりますので、労働基準局への足場の設置の届けの申請とか許可までの期間が必要になったことにより、今回は工期内に完了することができなかったという形で、式典関係がちょっとずれたということになっております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 9番、川野雄一君。

○議員（9番 川野 雄一君） 事情は分かりました。しかし、一番学校でやりたいんじゃないかと思うんですよね、卒業式、入学式。その辺についてですね、保護者等から苦情等はなかったのかお伺いを致します。

○議長（柳迫 好則君） 教育課長、永松伸也君。

○教育課長（永松 伸也君） お答え致します。

保護者等からの苦情は、教育委員会のほうでは全く把握しておりません。ただ、今、工事の遅れの理由等もございましたけれども、教育委員会としましては、当初予算で組まれていた事業でございまして、6月、9月補正を行って、増額して入札が行われた。いわゆる入札時期が当初計画よりも遅れたということですね、卒業式や入学式が体育館できなくなり、学び校舎のほうで卒業式ができないということに関しましては、児童、保護者の皆様、また学校関係者の皆様にはですね、大変御迷惑をおかけしたというふうに思っております。

○議長（柳迫 好則君） 9番、川野雄一君。

○議員（9番 川野 雄一君） 最後になります。

基本的にはですね、繰越しをしているということです。いろんな経緯がございました。屋根のほかに工法的におかしいと設計を見直したり、そしてまた床等を追加をした。その時点で危惧をしていたのが現実となって現れたということですね。それならば、いつごろ完了するのか。1点これで終わりです。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） 工事の完了時期については、5月末を予定しております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

8ページ、第4表債務負担行為補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

9ページ、第5表地方債補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第2号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第6、議案第2号令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第2号令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入では、主なもので、諸収入を第三者行為損害賠償請求による返納により、一般被保険者第

三者納付金を増額致しております。

歳出では、主なもので、保険事業費の保健衛生普及費で管理栄養士の採用がなかったため、会計年度任用職員報酬を減額致しております。

諸支出金では、前年度特別調整交付金の確定に伴い、返還金を計上致しております。

歳入歳出補正総額は90万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,640万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第3号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第7、議案第3号令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第3号令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入では、主なもので、後期高齢者医療保険料の特別徴収及び普通徴収保険料を見込みにより増減致しております。

歳出では、主なもので、会計年度任用職員報酬を見込みにより増額致しております。

予算の総額は歳入歳出それぞれ9,750万円に変更はございません。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ。歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第4号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第8、議案第4号令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第4号令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入では、主なもので、簡易水道収入で、水道使用料を見込みにより減額致しております。

町債では、簡易水道事業債を減額致しております。

歳出では、総務費で、公営企業会計システム導入業務委託料を見込みにより減額致しております。

簡易水道事業費では、光熱水費を見込みにより減額致しております。

第2表の繰越明許費は、県道深川津奈木線送配水管布設替事業など2事業で年度内完了ができませんので、令和6年度へ繰り越すものでございます。

第3表地方債補正は、簡易水道事業の見込みによる変更でございます。

歳入歳出補正総額は380万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,320万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入8ページ、歳出9ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

次に、4ページ、第2表繰越明許費に関する質疑を受けます。4ページ、第2表繰越明許費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第3表地方債補正に関する質疑を受けます。5ページ、第3表地方債補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第5号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第9、議案第5号令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第5号令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入では、主なもので、国庫支出金及び都道府県支出金の過年度分で介護給付負担金を確定により計上致しております。

歳出では、諸支出金の償還金で、県の前年度介護給付費負担金の確定により計上致しております。

歳入歳出補正総額は100万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,970万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ。歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第6号 平成28年熊本地震津奈木町復興基金条例の制定について

日程第11. 議案第7号 津奈木町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

日程第12. 議案第8号 津奈木町地域活性化拠点の設置及び管理運営に関する条例の制定について

日程第13. 議案第9号 津奈木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第14. 議案第10号 津奈木町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程第15. 議案第11号 津奈木町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について

日程第16. 議案第12号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について

日程第17. 議案第13号 津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び津奈木町

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第18. 議案第14号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第19. 議案第15号 津奈木町手数料条例の一部改正について

日程第20. 議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

日程第21. 議案第17号 津奈木町介護保険条例の一部改正について

日程第22. 議案第18号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について

日程第23. 議案第19号 津奈木町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一
部改正について

日程第24. 議案第20号 令和6年度津奈木町一般会計予算

日程第25. 議案第21号 令和6年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第26. 議案第22号 令和6年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第27. 議案第23号 令和6年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第28. 議案第24号 令和6年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第29. 議案第25号 令和6年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

日程第30. 議案第26号 令和6年度津奈木町簡易水道事業会計予算

○議長（柳迫 好則君） 日程第10、議案第6号平成28年熊本地震津奈木町復興基金条例の制定についてから、日程第30、議案第26号令和6年度津奈木町簡易水道事業会計予算までの21議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第6号から日程第30、議案第26号までの21議案を一括議題とすることに決定しました。

ここで5分間休憩を致します。開始は11時からにしたいと思います。暫時休憩をします。

午前10時54分休憩

午前11時00分再開

○議長（柳迫 好則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、令和6年度主要施策並びに予算等について、町長の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 本日ここに令和6年第1回津奈木町議会定例会が開催され、令和6年度予算をはじめ、重要な諸案件の御審議をお願いするに当たり、私の施策方針と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様に町政への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、本年1月1日に発生した能登半島地震で尊い命を亡くされた多くの方々に哀悼の意を表し、被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

本町でも令和2年7月豪雨災害では、国、県や多くの自治体の御協力を得ながら災害復旧・復興に取り組んでまいりました。

僅かではありますが、その恩返しとして、石川県輪島市への支援のため、4名の職員を派遣することと致しております。

今後も国や県と連携を図りながら、被災地の一日も早い復旧・復興を支援してまいります。

本町においても、いつ発生するか分からない災害から町民の生命と財産を守るため、災害対応の備えを怠らぬようしっかりと取り組んでまいる所存であります。

さて、令和2年7月豪雨災害から3年7か月が経過しました。本町でも早期の復旧を目指し、国、県をはじめ、関係団体や町民の皆様、そして、町議会の皆様の御理解、御協力を得ながら復旧・復興に取り組んでまいりました。

昨年度、仮設住宅に長期避難されていた方々の避難指示の解除に至り、全世帯が元の生活に戻られております。

災害復旧工事におきましては、114か所の工事を発注し、105か所が竣工致しました。また、未契約の3か所につきましても、6年度中の完了、災害からの早期完全復興を目指し、引き続き全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症が蔓延して以降、私たちの生活は一変し、経済活動にも大きな打撃を与えましたが、昨年5月8日に感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に引き下げられ、これまでの規制が緩和され、以前の生活や地域経済の回復も期待が感じられてきました。

今後はアフターコロナを見据え、ふれあい祭りや町民体育祭など、人と人がつながる機会の回復を皆様と共に進めてまいります。

さて、令和6年度は、新たな10期津奈木町振興計画がスタートする節目の年となります。基本構想のまちづくりのメインテーマを「人と自然、アートがつなぐ 希望をもって住めるまち」と定め、重点プロジェクトを「つながる希望プロジェクト」として、最重点課題である少子高齢化・人口減少対策に取り組むため、「暮らしの安全・安心の確保」「教育・子育て環境の充実」「農林水産業の振興」「地元企業育成・雇用確保」「観光の振興」「地域振興と行政基盤づくり」の6つの施策に取り組んでまいります。

これまで、災害などの影響で、計画を中止または延期せざるを得ない事業もありました。

さらに、公共施設や交通インフラの老朽化対策は、確実にその必要性が高まっています。これらの課題克服に向けて、厳しい状況の中でも歩みを止めることなく、事業を着実かつ計画的に実

行するため、効率的な予算編成と限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めました。また、将来への負担を軽減しつつ、必要な事業に重点的に投資していく所存です。

令和6年度の主要施策につきましては、第10期津奈木町振興計画の6つの重点施策ごとに概要を説明致します。

はじめに、「暮らしの安全・安心の確保」について申し上げます。

まず、令和5年度に引き続き、異常気象による災害の多様化及び情報提供の円滑化を図るため、デジタル化による防災行政無線と既存の有線放送を含めたシステムの構築を図り、さらに、指定避難場所となっていますつなぎ文化センター多目的ホールのつり天井を、国交省の基準に合うよう改修を実施します。

高齢者の安全・安心対策としましては、シルバー人材センター事業、老人クラブ連合会への支援などにより安心して地域活動に参画できる取組や、一人暮らし老人世帯への緊急通報システムによる安全対策に加え、介護保険事業での介護予防・重点化防止などの各事業と併せ、新年度より実施する高齢者への带状疱疹ワクチン接種の独自助成などに取り組み、高齢者が心身ともに自立して暮らせるような取組を進めるとともに、水俣病対策事業やがん検診、国保無料人間ドック等を継続して実施することにより、住民の皆様が住み慣れた地域で安心して生活していただけるよう取り組んでまいります。

また、人口減少と少子高齢化により、空き家問題は移住・定住の障壁となるだけでなく、地域の活力の低下にもつながります。空き家を活用した定住促進を図るため、空き家バンクの運用を継続し、リフォーム補助金などの支援策に取り組んでまいります。

定住促進住宅建設事業としましては、安全で快適に暮らすことができる住環境の整備を計画的に進めるとともに、既存の町営住宅については、長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を行ってまいります。

高齢者や交通弱者対策として、地域公共交通の維持が喫緊の課題となっています。町では、新たに策定します津奈木町地域公共交通計画に基づき、つなぎタクシーの運行を継続するとともに、路線バスやタクシー、肥薩おれんじ鉄道の維持など、地域公共交通全体の充実と利用促進に努め、安心して暮らせる地域づくりを目指してまいります。

また、県道改良事業の推進や生活の利便性向上のため、町道整備を進めるとともに、老朽化した町道舗装や橋梁を長寿命化計画に基づき、適切に維持管理を行ってまいります。

簡易水道事業については、企業的性質を生かし、より一層の事業経営の効率化や健全化に努め、持続的で安定的な事業運営を図るために、令和6年度から公営企業会計へ移行します。

次に、「教育・子育て環境の充実」について申し上げます。

これまで実施してきました出生祝金や保育副食費助成などの各種の育児・子育て支援事業に加

え、新たに産後ケア事業に取り組み、妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談支援事業と経済的支援を組み合わせ一体的に実施し、また、これまでの保育所の支援事業に加え、津奈木保育園の民営化後の安定的な運営を推進するため、民営化初期の運営に係る費用負担の抑制や、保育の充実が実感できるよう支援事業に取り組み、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。

教育分野におきましては、学力向上対策を充実するとともに、ALT 2 名体制や英語検定試験への補助を継続し、英語力の水準及び英語学習に対する意識・意欲の向上を図ります。

また、子育て世帯の負担を少しでも軽減するため、令和 5 年度に引き続き学校給食費を全額無償化することとしております。

つなぎ美術館は、「緑と彫刻のあるまちづくり」の理念の下、地域住民の文化交流拠点として重要な役割を担っています。今後も多様な展覧会やイベントを開催し、多くの方が芸術文化に触れる機会を創出してまいります。また、住民参画型のアートプロジェクトやワークショップなどを通して、町民とアーティストの関わりを深め、地域に根差した芸術文化の振興を推進していきます。さらに、魅力ある展覧会の開催や美術館周辺の環境整備により、町外からの集客を図り、町の魅力を高めていきます。

次に、「農林水産業の振興」につきまして申し上げます。

農業振興におきましては、耕作放棄地の解消や農地の担い手への集積等による有効活用を図るため、人・農地プランの活用による地域計画の作成や農地情報等の共有化、次世代人材育成投資資金及び農業経営開始資金の活用等を進め、農業後継者や新規就農者への農地集積や支援を進めてまいります。

また、果樹の振興につきましては、新たに生産向上を図るための小規模基盤整備事業補助金を創設するとともに、熱帯果樹の実証栽培等を継続・実施し、産地化やブランド化に取り組み、商工・観光事業者との連携により、果樹経営の多角化や収益性向上等を図ってまいります。

基幹作物であるかんきつ類やサラダタマネギの品質向上に向け支援を行い、農家の所得向上を図るとともに、町独自の農業振興策として、有害鳥獣対策事業や耕作放棄地の解消・発生防止の基盤整備事業、高齢化による作業負担軽減と労働力確保のため、農作業支援事業、農業用機械等購入補助金など継続して取り組むことと致しております。また、中山間地等直接支払制度事業や多面的機能支払事業も引き続き実施し、農地保全に取り組んでまいります。

さらに、環境に配慮した農作物の生産による地域の魅力の発信や、小・中学校との交流事業を通じた農地保全等に努め、国の「環境首都」水俣芦北地域創造事業を生かした取組も継続してまいります。

林業振興につきましては、森林資源が充実してきております町有林について、伐期を迎えた森

林の計画的な伐採・造林を行い、森林環境保全直接支援事業の活用による適正な森林整備を実施致します。今後は、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図っていくため、森林環境譲与税を活用した森林所有者の意向調査を行い、森林整備事業の促進による森林資源の適正管理を図るとともに、作業員確保対策や素材生産体制の整備による間伐材の有効活用にも努めてまいります。

水産業の振興につきましては、種苗放流事業による栽培漁業の確立と藻場造成など豊かな漁場づくりに取り組み、資源の確保と漁業振興に努めます。

マガキの養殖事業では、つなぎオイスターバルへの安定供給のための体制の整備を図っていくことが急務となっておりますので、早期出荷等を目指した乾湿技術等の実証栽培事業を実施し、引き続きマガキ等の生産支援に取り組んでまいります。

また、漁船エンジンオーバーホール補助金や燃油高騰対策支援事業補助金を継続し、あわせて、令和4年から赤潮被害への対応策として、漁業共済危機管理対応力強化事業補助金を継続し、新たに水産用機械及び資材等購入補助金を創設し、漁業者の負担軽減を図ります。

漁港施設については、老朽化した福浜漁港長浜第2護岸補修設計を実施し、その他の漁港施設についても、長寿命化計画に基づき、適切に維持管理を行ってまいります。

次に、「地元企業育成・雇用確保」について申し上げます。

全国的な人口減少と少子高齢化の進展は、町の小規模商店にとっても大きな打撃となっております。そして、近年のコロナ禍や物価高騰により、厳しい経営状況に拍車がかかっている状況です。疲弊した消費を回復させ、消費需要を喚起し、地域経済を再生するため、本年度もつなぎ応援商品券事業を継続実施致します。

また、地域経済の活性化策として、地域商社推進事業にも重点を置き取り組んでまいります。地域商社は、農林水産物や特産品をブランド化したり、高付加価値化したりして販路を拡大することで、地域経済の活性化に貢献すると考えます。町では、民間事業者と連携を図りながら、早期設立を目指し邁進してまいります。

ふるさと納税制度の活用としては、地域特産品のブランド化・高付加価値化された商品を返礼品とすることで、町への関心を高め、寄附を促進してまいります。また、得られた寄付金は、地域の産業の振興や地域経済の活性化に効果的に活用してまいります。

旧平国小学校跡地利活用については、各部屋の電気容量不足解消のため、整備や進入路の改良工事を進めながら、サテライトオフィスの誘致や産業振興棟の入居募集を開始し、施設の有効活用を図ってまいります。

津奈木工業団地につきましては、南九州西回り自動車道へのアクセスのよさや安価な用地価格、各種支援制度の充実など、メリットを広くPRしながら、インフラ整備を進め、企業誘致に積極的に尽力してまいります。

次に、「観光の振興」について申し上げます。

つなぎ温泉「四季彩」周辺魅力アップ事業が本年度からいよいよ本格始動致します。

まず、休憩棟を宿泊施設と雇用創出の拠点にリニューアル致します。今年で30年を迎える温泉施設を生まれ変わらせることで、新たな観光客を呼び込み、地域経済の活性化を目指します。また、浴場棟も施設・設備の補修工事を行います。温泉は、町民にとって大切な生活の一部であり、施設のリノベーションによって、その利用を継続していきます。

さらに、国の「環境首都」水俣芦北地域創造事業補助金を活用したフィールドミュージアム事業や低酸素型観光地域づくり事業を継続し、町の美しい自然環境やアート、スローフードなどを組み合わせた体験プログラムやツアー造成を行い、環境にも配慮した観光体制の構築を目指し、つなぎ温泉「四季彩」周辺をより持続的な観光地へと発展させ、その魅力を未来へとつなげていきます。

最後に、「地域振興と行政基盤づくり」について申し上げます。

第10期津奈木町振興計画では、これまでの「住みたくなるまちづくり」をさらに発展させ、「人と自然、アートでつなぐ 希望をもって住めるまち」をメインテーマとして掲げ、急速に進展する人口減少と少子高齢化に歯止めをかけ、未来に希望をつなぐ持続可能なまちづくりを目指してまいります。

コロナ禍により、多くのイベントや祭りが中止を余儀なくされました。しかし、本年度からは、感染対策を徹底した上で、イベントや祭りを復活させ、人々が集い交流し、笑顔あふれる時間をつくることで、地域の絆や町への愛着、誇りを醸成してまいります。また、地域おこし協力隊を増員し、地域課題の解決や地域の活力向上を図ってまいります。

町の特徴ある「緑と彫刻のあるまちづくり」は、つなぎ美術館を中心に地域資源を活用しながら、交流を促進し、魅力を発信していきます。

また、IT技術を活用した取組、いわゆる自治体DXを推進し、町民の利便性向上、業務の効率化、経費削減を推進し、住民サービス向上を図るため、電子契約システム、各種証明書のコンビニ交付等の導入に取り組みます。

時代に応じた効率的な行政運営と安定した財政規律を図りながら、広域行政サービスも含め、中長期的な視点に立ち、住民サービスの向上にも尽力してまいります。

本町を取り巻く状況は厳しいものがありますが、最重点課題である少子高齢化、人口減少対策にしっかりと取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げます、私の施政方針と令和6年度主要施策の概要説明とさせていただきます。

なお、令和6年度予算の詳細につきましては、別途配付しております令和6年度当初予算主要

施策事業で御確認ください。

御質問がありましたら、私、もしくは担当課長等が説明致しますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

長時間、御清聴ありがとうございました。

○議長（柳迫 好則君） 町長の説明が終わりました。

お諮りします。先ほど一括議題としました21議案については、さきの議会運営委員会において委員会に付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第35条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の21議案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。日程第10、議案第6号から日程第30、議案第26号までの21議案は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第6号から日程第30、議案第26号までの21議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

日程第31. 議案第27号 第10期津奈木町振興計画の策定について

○議長（柳迫 好則君） 日程第31、議案第27号第10期津奈木町振興計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第27号第10期津奈木町振興計画の策定について、御説明申し上げます。

本年度第9期津奈木町振興計画が終了し、新たに第10期津奈木町振興計画を策定するに当たり、津奈木町振興計画策定条例第4条及び地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 6番、本山です。私自身が策定委員会に町長から指名をされまして、2回の会議の中でもちよっとお伺いすることが多く、意見も述べさせてもらったんですけども、今日が一応策定については最終日でありまして、これをいろいろ言ったところで、なかなか文章の変えろとかはできないと思います。

ただ、私がここで申し上げたいことは、非常に今回の振興計画の策定につきましては、アートということで、津奈木町が長きにわたり取り組んできたことに対しまして、それをさらに延長していくような表現になっております。しかしながら、実際住んでいる町民は、非常に全国でも所得も低いほうではありますし、もっと実務のほうに振ったほうがよかったんじゃないかなと私自身は思います。

今後、この振興計画書に書かれている以外の事柄については、どのように対応をされるのかをちよっとお聞きしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

基本的な内容としましては、今、振興計画に記載をしておるところですけれども、やはり議員がおっしゃるように、今後の将来におきましては、様々な社会情勢の変化ですとかがございますので、新たな必要性があった場合には、実施計画を3年ごとの見直しで毎年ローリングをさせていきますけれども、そちらのほうに記入できないかどうか検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 柔軟にということ、期待をしておるんですけども、今まで我々議員のほうからも執行部に対しまして、例えば、幼稚園跡の利用のグラウンドゴルフのことを検討してくれとか、町民の生活に関して、直に関わるような提案もさせていただいたと思います。各議員、各自分の支援者といいますか、いろいろ町民の方々から話を聞いて、真剣に提案をしていますので、これはもう非常に重く受け止めていただいて、今後の振興計画に柔軟に対応をしてもらいたいと、要望でしておきたいと思っております。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。9番、川野雄一君。

○議員（9番 川野 雄一君） 9番、川野です。この振興計画の基本構想、前期基本計画ですね。これは見てみましたが、かなりアンケート等も取って、詳細に分析をしながらできていると私は思っております。

ただ、この一つに、10年間の構想と、今回は前期基本計画を6年にしたですね。5年、5年をですね。そして、後期を4年ということで。見てみますと、かなりいろんな事業が網羅されて

おります。大型プロジェクトですね。その辺が意気込みを感じられるわけですが、基本的に私が心配するのは、財政的にかなり津奈木町は恵まれていません。そのような中で、かなり事業費が上がっております。その辺については、財政との関係といたしますか、その辺はどのように考えておられるのか伺います。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

振興計画の実施事業につきましては、当然住民の税負担も伴いますし、将来のリスクも十分に検討する必要があるということで、有利な財源の確保はもちろんですし、交付税措置の高い起債を借りることで、一般財源を軽減するということは大前提だと考えております。

現状の財政状況を申しますと、将来のリスクから、起債に関してですけれども、実質公債費比率というのがございますが、令和4年度で津奈木町は2.9%という、県下で最も低い、非常に健全財政であるという判断を頂いております。仮に起債額が倍の額になっても、実質公債費比率は6%になるわけで、今、県下の平均が8.3%ということで、こういうことから、振興計画の事業出しにつきましては、起債の中期財政計画、財政のほうで組み立てます財政計画の上限2億5,000万円の制限は設けずに、広く事業提案を求めたところです。結果としましては、今、年間4億ほどの起債額で計画のほうは上がっておりますけれども、起債だけの判断ではございますけれども、町の財政健全化の判断には大きな影響はない額で事業計画はしております。実際に事業実施に当たりますと、先ほど言いましたように、実施計画でもって事業の優先づけ、また、段階的な実施ですとか財源の確保、そういった行政サービスの効率化も含めて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 9番、川野雄一君。

○議員（9番 川野 雄一君） 9番、川野です。事情的には2億5,000万が4億を超えると、起債、借入ですね、なったということで、かなりいろんな事業を網羅して、津奈木町をよくするという意気込みは感じられます。今、荒川課長言われたように、その辺は大変だったろうなと私も思っております。しかし、今、本山議員からもあったように、これに載っていないのはどうするかという中では、実施計画3年ごとにやると。その中で、載ってなくても載せていくというふうな受け取ったんですね。それで、やはりこの財政がパンクしないようにするためには、いろんな事業のそれを上げていくというのは大事なことだと思っておりますので、その辺をしっかりと気をつけてやってもらえればと思っております。

そして、私も今、気になっていたのが、私たちは前から、メインテーマというんですか。キャッチフレーズが「緑と彫刻のあるまちづくり」だったですね、津奈木町は。それと「住みたくな

るまちづくり」。今回はまた変わっておりますけど、普通いろんな広報に載せるときは、どちらを優先して載せられるのか伺います。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） この基本構想で決めましたメインテーマ、これまで「住みたくなるまちづくり」でございましたけれども、今後は、それをさらに発展させたテーマということで、「人と自然、アートでつなぐ 希望をもって住めるまち」という設定に変更を致しました。まだここが皆さんにも、新しいテーマでもございますし、浸透しておりませんので、ここは様々な計画等の、上位計画が振興計画になりますけれども、様々な計画、下位の計画ですね。こういったものにもこのメインテーマを入れるような形で広く浸透させていって、プロジェクトの推進にも図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号第10期津奈木町振興計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第28号 工事請負変更契約の締結について

○議長（柳迫 好則君） 日程第32、議案第28号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第28号工事請負変更契約の締結について、御説明申し上げます。

京泊地区急傾斜地崩壊対策工事（緊急債）については、令和5年3月議会において承認を得ておりましたが、復旧工法をグラウンドアンカー工法から鉄筋挿入工法に変更するものであります。この設計変更に伴い753万9,040円の増額を行い、変更後の請負契約額6,781万9,040円で工事を実施するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時38分散会

令和6年 第1回(定例)津奈木町議会会議録(第2日)

令和6年3月15日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和6年3月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 林田 廣美君	2番 平野 和信君
3番 大川 貴哉君	4番 新立 啓介君
5番 宮嶋 弘行君	6番 本山 真吾君
7番 澤井 静代君	8番 久村 昌司君
9番 川野 雄一君	10番 柳迫 好則君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	財部 大介君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	諫山 吉光君
ほけん福祉課長	葦浦 祐一君	教育課長	永松 伸也君
会計課長	岡松 辰哉君		

令和6年第1回定例会

一般質問通告表（令和6年3月15日（金）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	宮嶋 弘行	①津奈木町振興計画について	①第9期津奈木町振興計画が令和5年度で終期を迎えるが、本計画のもと、十分な成果が得られたのか伺います。	町 長
		②戸建て木造住宅の耐震化について	①戸建て木造住宅の耐震性に係る補助金制度の概要及び利用実績について、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②令和5年6月定例会において、空き家バンクの登録状況と推進に関する一般質問を行っているが、1981年以前に建築された空き家の購入実績があったのか、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
		③少子化対策について	①少子化に歯止めがかからない状況にあり、本町においても医療費の無料化や給食費の無償化など様々な施策を行っているが、あと1段階、2段階の施策が必要と感じている。 そこで、子育て世帯では小中高へ進学するための入学準備資金が大きな出費負担となっているため、補助制度を創設できないか、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
②物価高騰により消費者物価指数が大きくなっているなかで、粉ミルクや紙おむつなどのベビー用品の価格が上昇している。子育て世帯の負担軽減のため、ミルクやおむつの無料配布など助成できないか、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長			
2	本山 真吾	①津奈木町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例について	①つなぎ温泉四季彩宿泊交流拠点整備工事における説明の中で、現在の指定管理者である一般財団法人津奈木町地域振興公社は解散し、公募による新しい指定管理者へと移行する計画となっているが、新たな指定管理者の公募はどのように行うのか。また、指定管理料の変更の予定と、利益の取り扱いについてどのように考えているのか。	町 長 及 び 担 当 課 長

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
3	新立 啓介		②全国の指定管理者制度の現状を見ると、民間事業者からの応募が低調に終わり、公募の不成立が増えている。新たな指定管理者が決まらなかった場合の運営はどうするのか。	町長 及び 担当課長
			③今回の四季彩のリニューアルに伴い、2階の休憩室等を全廃し、宿泊施設とするわけだが、条例の第4条(1)「住民の平等な利用を確保することができるものであること」について、町長の考えを伺います。	町長
			②文化センター周辺の整備について	①第10期津奈木町振興計画の資料編95ページで、今後の重要度ランキングでは防災計画に町民の関心が高いことが示されているが、文化センターの緊急避難場所としての機能拡充について伺います。
			②染竹川左岸、元通学路の現状は、つなぎ温泉四季彩・つなぎ百貨堂やつなぎ美術館など、津奈木町の重要施設がある近隣であるにもかかわらず、毎年雑草が茂りとても見苦しい状態である。今後の計画について伺います。	町長 及び 担当課長
		①病児・病後児保育について	①病児・病後児保育事業について、県下では28市町村で実施されている。本町も町立保育園が4月から民営化となるが、民間施設での事業展開ができないか。	町長 及び 担当課長
		②国民健康保険料について	①県は、県内市町村の保険料水準を2030年(令和12年)度に統一する方針を出しました。本町の保険料水準は、県平均額の半分以下で県下最小です。単純計算すると毎年1万円以上の増額となるが、今後の保険料はどうなるのか。	町長 及び 担当課長
③保育料の無償化について	①施政方針で最重点課題は「少子高齢化・人口減少対策」でしっかり取り組むと力強い方針を述べられました。これまでも出生祝金や保育副食費助成など育児・子育て支援等に取り組まれているが、芦北町では令和6年度より保育料を完全無償化するとの情報があった。町長の任期中に津奈木町でも実施する考えはないか。	町長		

午前10時00分開議

○議長（柳迫 好則君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（柳迫 好則君） 日程第1、一般質問を行います。

1名につき、質問及び答弁時間を60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願い致します。

また、執行部も明快かつ簡潔な御答弁をお願い致します。

本日の質問順番をお知らせします。1番、5番、宮嶋弘行君、2番、6番、本山真吾君、3番、4番、新立啓介君の順番とします。

まず最初に、5番、宮嶋弘行君の質問を許します。5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） おはようございます。5番、宮嶋弘行です。議長のお許しがありましたので、通告しましたとおり、順次質問させていただきます。

今年も元旦早々能登半島地震が発生し、多くの方が被災され、亡くなられた方への哀悼の意を込めるとともに、即急の復旧・復興が行われることを切にお祈り申し上げます。

また、1月3日には羽田空港での日航機と海上保安庁の飛行機衝突事故があり、今年1年が非常に不安視される年明けとなりました。

そんな中、私たちにおいては、新たな希望のもと新年度を迎えることとなり、町民全てに幸せ感が伝わるような予算策定をしなくてはなりません。何が必要なかをしっかりと審議していただきたいと思いますので、町長をはじめ執行部の皆さんとともに、津奈木町の魅力発信と町民幸福度を高めるように取り組みたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まずは、振興計画について伺うわけですが、9期の後期基本計画については、令和元年度から令和5年度までの計画でありましたが、この期間に関しては日本国内においてコロナによる感染が蔓延し、私たちの生活スタイルまで変化せざるを得ない状況で、苦痛を感じる非常事態宣言の生活となりました。

また、令和2年7月豪雨災害においても甚大な被害となり、復旧復興に大きなエネルギーを注がなければいけない状況となり、町としても町長をはじめ執行部に置かれては大変な時期ではなかったのかと思われます。

ただし、そんな中でも計画としては実行、推進する必要がありますので、最初の質問に入ります。

①の第9期津奈木町振興計画が令和5年度で終期を迎えるが、本計画の下、十分な成果が得ら

れたのかを伺います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） お答え致します。

第9期振興計画の計画事業費に対する、今度は実施事業費を見てみますと、合計で100.4%という結果でございます。予算に対する決算の数字では、判断すると100%を超えているという実績と言えると思います。

しかし、今回行いました住民アンケートによりますと、主要プロジェクトであります少子高齢化、人口減少対策、あるいは農林水産業の振興、地元企業育成、雇用確保、観光振興の全体の満足度を見ますと、平均5%でございます。それに対しまして、不満度は24.8%という結果でございました。

また、分野ごとの行政サービスの満足度を見ましても、平均7.7%。それに対しまして不満度が9.7%と不満度が満足度を上回っているようでございます。

第9期振興計画期間中は先ほども言われましたとおり、令和2年7月豪雨災害、あるいは新型コロナウイルス感染症など想定外の影響もあります。少子高齢化、人口減少に歯止めがかかっていない状況であります。総合的に判断致しますと、まだまだ十分な成果とは言えないために、今後は第10期ですね、振興計画推進に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） ありがとうございます。本当に大変な時期をどうにか頑張って100%以上を、計画の成果としてある程度できたのかなというのがありますが、それもまだほかにいろんな問題を抱えながら満たされていないというか、不安を感じているところがあると、そういう感じに受け取っています。

令和6年度から新たな振興計画が実施されます。町長の任期に合わせた前期6年、後期4年の基本計画での施策となります。これは町長がどんなまちづくりをしたいのかが非常に重要な基本年数と受け止めています。第10期振興計画のメインテーマである、人と自然、アートがつなぐ希望を持って住めるまちと定め、最重点課題も6つの施策を掲げて新たなまちづくりがスタートします。今回、緑と彫刻のある町からテーマが変更になったことで、新たな進展を期待したいと思います。

また、初年度の入りが重要で、6年度施政方針のもと確実な推進をお願いします。

次に、津奈木まちの戸建て木造住宅耐震化について伺います。

地震の多い日本では、住宅の耐震性に厳しい決まりが設けられていて、特に1981年、昭和56年の耐震基準が厳正化されました。旧耐震基準は1950年から1981年5月まで適用さ

れていた10年に一度の震度5強程度の揺れに対して、家屋が倒壊しないという基準でありました。ただし、1978年に起こった宮城県沖地震での大きな被害により、1981年6月から新耐震基準となり、震度6強、7程度の揺れでも家屋が倒壊、崩壊しない基準としており、2022年度時点では築40年以内の建物であれば新耐震基準に満たしているものと考えられていました。

しかし、1955年の阪神淡路大震災を受け、建築基準法は2000年に大きな改正が行われ、2000年基準が適用されています。

そんな中、このたびの能登半島地震では、石川、富山、新潟各県での全壊住宅が約8,795棟にも上っています。そのほとんどが石川県で、8,540棟が全壊している状況です。熊本地震でも8,667棟の損壊を受けているわけですが、今回の能登半島地震では古い建物だけではなく、震度6強以上でも倒壊しないとする耐震基準の家屋の全壊も多数確認されています。

また、2月16日の荒川県議員による一般質問にも、日奈久断層による発生確率が九州では一番高い、16%に上がってきていることに対する防災対応等も質問されて、県に対しても住宅耐震への補助対策等も必要ではないかと問われていました。

現時点での私の調査の中で、おおよそなんですが、津奈木町の家屋データによるおおよその集計で、1981年以前の建物が現在約5割で、1982年から2000年までが3割ほど、2001年以降が2割程度の建築家屋となっています。2000年以前の家屋だけで8割ほどを占めていますので、今後の倒壊、崩壊に関しては十分な対策が求められると考えられます。補助金制度をしっかりと周知した利活用をお願いするための質問に入ります。

①の戸建て木造住宅の耐震性に係る補助金制度と概要及び利用実績を伺います。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

平成22年3月、津奈木町建築物耐震改修計画を策定し、本計画に基づき昭和56年の新耐震基準に満たない木造住宅を対象に、平成12年基準に相当する耐震性能を確保できるよう耐震対策の助成制度として、令和3年3月津奈木町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要項を制定しました。具体的には、耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事等に対して、事業限度額に補助率80%、2分の1、3分の1を乗じて得た補助金を助成するものです。データがちょっと古いですが、本町の平成21年度時点での昭和56年以前に建てられた戸建て住宅の割合は67.4%、耐震化率は40.6%となっております。熊本県内の耐震化率は、令和3年時点で89.1%となり、比べると2分の1程度となっております。利用実績は、令和5年度までに戸建て木造住宅1件の耐震診断に活用されていますが、結果、体力度は不足していますが、耐震改修工事にまでは至っておりません。

今回の能登半島地震では多くの方が家屋の下敷きになり亡くなられており、住宅の耐震性能の不足がその要因と考えられています。新耐震基準で建てられた住宅についても被害が生じていることなどが報じられており、さらなる耐震化が望まれているところです。

これらの状況を踏まえると、地震による被害の最小化を図るためにも、引き続き住宅の耐震性能の向上に取り組むことが重要で、それは新耐震基準以降の住宅についても同様と考えております。

今後も戸建て木造住宅の耐震性能促進のために、町の広報紙等を活用し、住民へ情報提供を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 今回の答弁の中には、平成21年度の時点でのデータで、戸建ての割合67.4%、耐震比率は40.6%ということで答弁いただきましたが、私の今の調べた流れでは、前のはだんだん壊されて、また新たに作られていっているから私のほうがだんだん改善はされているのかなと、そういう感じが今致しました。これからも先ほどありましたように、ぜひともこういう耐震の補助、そういうのを十分利用していただくようお願いしたいと思っています。

次、いきます。同じく流れなんですけど、②の空き家バンクについて伺いますが、6月の一般質問にて空き家バンクの登録状況と推進について質問しましたが、1981年以前に建築された空き家の購入実績があったのかを伺いたと思います。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

まず、本日までに空き家バンクの登録件数というのが46件でございます。そのうち契約がなされた件数が30件ございまして、内訳としましては賃貸契約、これが17件、売買契約が13件でございます。

御質問の1981年以前の建設された建物ということですが、購入実績としましては、売買契約の13件のうち4件が該当する空き家になります。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） そういう流れの中に古い建物があるというのがひとつ伺えるわけなんですけど、町としてもこれだけ身近な地震が実際被害を被っている中に、町民の生命を守ることにに関して真剣な取組を行うことが必要になるんじゃないかなと思っています。築年数が経っているものは、確かに安く購入できるメリットはありますが、地震の強度と空き家バンクの耐震性

をしっかりと理解していただきながら勧める必要があるように感じられます。また、果たして資金的な余裕がある方が購入されているのかを考えたときに、皆さんぎりぎりの購入判断をされているのではないかと考えています。町もリフォーム補助金等を提供していることは、大きな手助けとなっていることもプラスとは考えます。耐震性のある空き家や住宅そのものに対する十分な補助金として利活用できるような空き家バンクの提供をしていただきたいと思いますので、安心安全なまちづくりとして検討をお願いします。

続きまして、少子化対策について伺います。

町の振興計画の重点課題であります少子化対策については、いろいろと提案してきましたが、なかなか歯止めがきかない状況であります。政策だけの問題かといってもどうにもならないと考えるところですが、何もやらないとやるとでも大きく動く可能性がありますので、前向きな考えが必要ではないかと考えています。今年度小学校へ入学予定者が27名、中学校が28名、中学校卒業生が37名、合計で92名がそれぞれ新入、進学予定です。子育て世代にとっては大変な出費負担となっているため、町としてほかの自治体よりも一歩進んだ自慢できる子育て支援が非常に大切かと思われまます。

①の質問に入ります。少子化に歯止めがかからない状況にあり、本町においても医療費の無料化や給食費の無償化等も行っているが、あと1段階、2段階の施策が必要に感じられます。

そこで、子育て世帯では、小中高へ進学するのに入学準備資金が大きな出費負担となっているため、補助金制度の創設ができないか伺います。

○議長（柳迫 好則君） 教育課長、永松伸也君。

○教育課長（永松 伸也君） 私のほうから、現在入学準備金として支給しています就学援助制度についてまずはお答えしたいと思います。

小中学校の児童生徒に対しての就学援助は、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費、この2つの制度がございます。要保護は生活保護受給世帯、準要保護は要保護に準ずる程度に困窮している世帯、それと特別支援教育は障害児や特別支援学級に在籍する者のうち、経済的負担の軽減が必要な世帯、これらの世帯が対象となっております。

この世帯に支給する入学準備金は要保護、準要保護世帯に小学入学時に5万4,060円、中学入学時に6万3,000円、特別支援教育世帯に小学校入学時に2万5,550円、中学校入学時に3万490円を、入学時の前年度、または当該年度に支給を行っております。このほか、奨学金の制度では、大学生等への入学準備金50万円の貸付制度がございます。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 今の答弁で担当課長から一応伺ったんですが、本当に弱者に対す

る手助けはある程度ちゃんとやられているというのは感じます。そういった面で、町長のほうで何かそういう考えとか何かあれば、一応答弁を伺いたいと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） ここでは、いわゆる入学祝い金ですね、このような制度を創設できないかという質問でございますが。全国、あるいは県内の自治体ではですね、いろいろな子育て支援策ですね、これをいろいろ組み合わせて実施しているというふうに考えております。入学祝い金もその1つだろうというふうに思っております。

本町でも、教育課長がいろいろありましたけども、出生祝い金、高校生まで医療費無料、学校給食費の無料化、保育所副食費補助、保育料の減額、18歳以下の国民健康保険税均等割の減免、奨学金の無利子貸付など、複数の支援を行っているところでございます。これらの施策はですね、自主財源といいますか、平均的に低いところなんですけど、やはり財源負担を考慮しながら、持続可能な支援につながる総合的に判断をしていきたい、本町に合った支援メニューを決めなければならないというふうに思っております。

現在のところ、給食費の無償化、これをスタートしたばかりでございますので、入学のための補助制度は今のところ予定はしておりません。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 今の現状で精一杯の形で対応しているというような形だと思います。ただ、やはり時代の流れとか周りの環境とかそういうのもありますので、そういうのをしっかりキャッチしていただいて、検討してもらえたらと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

②の質問に入りますが、ある総合研究所が赤ちゃん物価指数を算出しています。昨年8月分の赤ちゃん物価指数は前年比で7.3%増、同月の全国消費者物価指数は全品目で3.2%増となっています。上昇率が2倍以上となっていると。少子化対策については経済的負担軽減が必要であり、課題となるのが財源確保であります。また、自治体としての、これは面白いキャッチフレーズですごく興味を引いた自治体がありまして、そこが千葉県流山市のキャッチフレーズで、「母になるなら、流山市。父になるなら、流山市。」といったキャッチフレーズで、非常に注目を集めているようです。

また、ここの子育て世代の35歳から39歳代の人口が伸び、4歳以下の子供の数も増えているようです。

こういった身近に感じるキャッチフレーズも非常に引きつける魅力があるのではないかと思います。

各自治体や津奈木町でも、妊娠後の5万円、出産後の5万円も支給されていて、また町としては出生祝い金の10万円も支給しています。いくらでも手厚くすれば少子化対策になるのかが答えとして問われているところです。

そんな中でも、子育て支援の先進地である明石市はおむつや育児用品を無料で届けるおむつ定期便などの支援も行っています。そこで、何にお金を使うかということで、明石市の市長さんが、決断をされるのが大きな要因だということをお話されていました。要は、リーダーの本気度が大きな施策となることだと言われていると思います。そういった面から、ぜひとも前向きな検討をお願いし、最後の質問に移りたいと思います。

物価高騰により消費者物価指数で大きく上昇している中で、粉ミルク、紙おむつなどのベビー用品の価格が上昇しています。子育て世帯への負担軽減のため、ミルク、おむつ等による無料配布などの助成ができないかを伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えします。

まず、物価高騰などにより子育て世帯への負担軽減ということでしたので、これにつきましては議員御存じのとおり、臨時的なものとして国における子育て世帯支援特別給付金や低所得世帯支援給付金のこども加算分として現在対策が講じられております。

先ほど議員がお話になりました出生祝い金などについては、恒常的な子育て世帯への負担軽減として、昨年度から出産・子育て応援給付金、または町独自の出生祝い金などがありますので、負担軽減対策としては一応できているのではないかと考えております。これらに加えました議員お話の明石市の取組でありますおむつ宅配便事業などについては、今現在、全国の市町村で少しずつですが広がってきております。しかしながら、この事業の取組については、この負担軽減というばかりではなくて、この事業を利用をきっかけに配達時に面談することなどにより子供の状態や親の悩みを定期的に把握することや各種子育てサービスなどの情報提供ができるなどの子育て支援にもつながるといことで、特に規模の大きい市町村で職員による訪問などがなかなかできない事例などがございますので、この訪問事業を補完するため、民間の事業所などを利用し、訪問、相談を兼ねた子育て支援事業として実施しておられます。町としても参考にできる部分はあると思います。

また、本町ではこのような宅配事業などは行っておりませんが、先ほどお話しにありました出生祝い金として、出生時に10万円の助成をしております。おむつ宅配便事業などの月額2,000円から4,000円ほどの育児用品を月々ゼロ歳から一、二歳まで定期的に配達することが通常のおむつ宅配便事業の内容のようがございますので、この費用と比べましても同等以上の負担軽減の対策にはつながっているのではないかと考えております。

また、昨年度から出産・子育て応援給付金事業が始まっているとお話はしましたけれども、この出産・子育て応援給付金の受給につきましては、原則保健師との面談が必要となっております。町では全ての妊婦の母子手帳交付時に面談を実施、出産後も保健師と子ども家庭支援員と一緒に家庭訪問を行うなど、職員と顔の見える関係づくりの構築に取り組んでおり、出生祝い金などの経済的支援と合わせ、おむつ宅配便事業など同等の取組は対応できているのではないかと考えております。

今回の議員の御提案につきましては、今後の子育て支援の更なる拡充への御意見として承りたいと思いますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） ありがとうございます。今、担当課長からいろいろ答弁いただいて、本当に何が必要なのかなど。やはり子育て、この小さい赤ちゃん関係、先ほど言われた物を配るきっかけというのはサポートするきっかけというようなことが1つの取組かなど、必要性を感じているのかなというのも、今回、今の答弁で感じました。そういった面で、やはり子育てされる方にはそういうほうへ目のちゃんと行き届いた取組をやってほしいなと思っています。よろしくをお願いします。

令和元年の2019年における共働き世帯、これはおよそ1,200万世帯を超え、過去30年間で最高値となっています。町においても同様で、共働きが当たり前の情勢になっています。今回、若者世代に対してアンケート等も取られています。そういう集計の結果も十分に考慮した上で、生かされるようお願いしたいと思います。

今後は、重要な視点として、子育て環境整備だけではなく、重要な視点が子育てしながらなりたい自分のきっかけづくりが提案できるまちづくりを目指すことで、津奈木町で子育てをしたいと考える保護者が増えてくる可能性があると考えますので、新たな少子化対策として検討していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

また、この後に、また親立議員も保育関係の質問をされますので、同様に前向きな検討もお願いしたいと思います。新たな振興計画により、明るい未来の津奈木町として発展することを願い、これで私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、5番、宮嶋弘行君の質問を終わります。

.....

○議長（柳迫 好則君） 次に、6番、本山真吾君の質問を許します。6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 皆さん、おはようございます。6番の本山真吾でございます。

草木の芽が息吹き、春真っ盛りに入ろうとしている時期ですが、私はこの時期が大好きであり

ます。平和な津奈木で平穏に暮らせることが一番ありがたいと思う次第です。

宮嶋議員の先ほどの挨拶にも重なる部分もありましたが、一方で、令和6年に入りまして今年1月1日16時頃に発災した能登半島地震ではマグニチュード7.6の地震に加え、地域が抱える高齢化の問題や木造建築の多さ、道路インフラ等の決壊、漁港においては4メートルも隆起するという状態になり、多数の犠牲者がお亡くなりになりました。慎んで御冥福を祈るとともに、今現在も復旧に向け全力を尽くしている地元の方々や地方から派遣されている自衛隊、消防関係、行政関係の方々の御尽力に敬意を示すとともに、一日も早い復興がなされますよう、心からお祈り致します。

本町においても対岸の火事ではないと肝に銘じて、町民の生命や財産を守ることを第一に、我々議会も執行部と一丸となって、今後の政策立案に全力で取り組むべきではないかと思う次第です。

本日も私の一般質問は、地方自治法第1条の2、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する、役割を広く担うものとすると記載されているとおり、今回も町民目線に立った立場で事業の内容が福祉の増進となっているかを主として通告書に沿って質問を致します。

それでは、議長の了解を得まして、順次質問をさせていただきます。

まず、質問事項の津奈木町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例について質問をさせていただきます。

①つなぎ温泉四季彩宿泊交流拠点整備工事における説明の中で、現在の指定管理者である一般財団法人津奈木町地域振興公社は解散し、公募による新しい指定管理者へと移行するとの計画となっていますが、新たな指定管理者の公募はどのように行うのか。また、つながりますが、指定管理料の変更の予定と利益の取扱いについてはどのような考えをお持ちなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

まず、1点目の指定管理者の公募についてですが、公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第2条第2項で、公募をしようとするときは規則で定める事項を告示しなければならないと定めております。規則に定めます公募の告示内容ですけれども、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置、それから指定管理期間、そして管理の業務、それから応募の資格及び方法、そのほか町長が必要と認める事項になります。これに基づき、募集方針を定め、募集要項を策定し、募集を行うということになります。

温泉四季彩の指定管理者の指定については、これから具体的な協議に入りますけれども、公募

する場合は9月までに募集方針を決定し、1か月ほどの公募期間を設け、それから応募がありましたら11月中には審査を経て12月議会へ上程し、議決後に協定の締結というような流れで考えております。

それと2点目ですね、指定管理料の変更の予定ということですが、指定管理期間の管理に要する基準価格、指定管理託料ですけれども、これは募集要項に定め、その範囲内で応募される候補者の方から委託料の提案を受けます。原則としては、収支に不足が生じても町は不足額を補填しないとしております。ただ、現在の対応としましては、指定管理者と町との間で交わします協定書で額を変更すべき特別な事情が生じた場合は、その都度協議の上に定めると規定しております。

それから、3点目の利益の取扱いですけれども、施設の運営費用が利用料金で賄える場合ですとか、または多くの収益が見込める場合、これにつきましては指定管理託料の減額ですとか町への還元など調整が必要と考えますけれども、これも利益の取扱いにつきましても、これから作成します協定書のほうで定めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 基本的に、現在の津奈木町地域振興公社は解散というような形になり、今まで津奈木町ではなかった民間の方の力による指定管理制度になるかと思えます。いろいろ今から公募をされるということで、議会で一応12月ですか、承認を得るような方向でという話がありました。また、今後のいろいろな指定管理料の値上げといいますか、増額、減額については、またその都度指定管理者と相談をしながらということですが、その増額、減額ももちろん議会で承認を求めるといふことにはなるのでしょうか。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

指定管理委託料につきましては、予算のほうで債務負担を打つ予定にしておりますので、上限額を債務負担額に定めますので、それ以上になる場合は議会の議決が必要と考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 債務負担の上限を超えた場合にはということですがけれども、やはりなかなか民間会社ということですね、が計画されているようですので、その際は経営状況なんかもですね、一応はその都度議会にはオープンになるべくしていただいて、利益がなるべく出やすいような方向にしないとなかなか難しいんじゃないかと思えますので、それは議会としても一個人としてもですね、協力できるところは少しでもというような気持ちはありますので、どうか公明正大にですね、とは言いませんが、お互いの情報の流れというのはきちんとしてい

ただきたいなと思うところであります。

そして、②に移らせていただきます。全国の指定管理者制度の状況を見ると、民間事業者からの応募が低調に終わり、公募の不成立が増えていると言います。新たな指定管理者が決まらなかった場合の運営はどうするつもりなのか、どういう考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

指定管理者が決まらなかった場合、どうするのかということですが、条例では公募に手が挙がらなかった場合や手は挙がっても選定されなかった場合、これは町が指定管理者に値する団体を選定して、協議の上判断を行うと定めてあります。それでも決まらなかった場合、そうなりますと町の直営方式ですとか民間への業務委託方式など、ほかの方式の検討が必要と考えますが、まずは募集に手が挙がるように募集条件の設定ですとか、情報発信に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） ないだろうとは思っているんですけども、一応、ただ、現在の世の中の流れというのは新型コロナによる影響や、または物価高騰などで指定管理者を選定というんですか、契約をして、計画どおり事を運ぼうとしてもなかなかうまくいかず、契約更新の際にもう辞退をするという例があったり。具体的に言いますと、自治体名は伏せますけれども、徳島県では7,500人程度のやはり四季彩と同じような温泉センター、宿泊施設、レストランをしているある温泉センターといいですか、温泉がですね、3月30日をもって一応指定管理者の更新はしないというような例がありまして、今どうするかということで取りあえず休館になるのではないかとというようなニュースも出ております。

また、一番私がびっくりしたのがですね、福岡県のある村で1,700人程のある村なんですけれども、2011年にですね福岡県の水害の復興の政策として、シンボルとしてですね、約4億円を公費負担した廃校をリノベーションし、宿泊、レストラン、キャンプ場など複合施設を任せられていた指定管理者が2月の10日に突然閉館を一方的に発表したというようなニュースも流れております。非常にですね、民間業者になりますので、そういう、なんて言うんですかね、契約の際のきちんと続けていただければいけないにもかかわらず、どうしても資金繰りの面だとかあるいは会社の方針とかで急に辞めるような事態になったときですね、相当町民の方々に御迷惑をかけるんじゃないかと思えます。

一応、②についてはこれくらいでしか言いませんけど、事実としてこういう場合があるという事実は一応踏まえて、今後の指定管理者の選定には十分配慮をしていただきたいと思っております。

す。よろしく申し上げます。

③番に移ります。今回の四季彩のリニューアルに伴い、2階の休憩室等を全廃し、宿泊施設とするわけですが、条例には第4条の(1)「住民の平等な利用を確保することができるものであること」と書かれております。

まず、この質問の趣旨ですけれども、第10期の振興計画の策定委員ですかね、に総務振興常任委員長として参加をさせていただきまして、意見はないかということで意見書を提出したわけなんですけれども、私の基本的な考え方はですね、そこの観光振興において意見書を書かせていただいたんですが、ちょっと読み上げますけれども。

四季彩周辺の魅力アップ事業を基軸として宿泊・交流人口の増加を図るため、地域資源を活用した体験型コンテンツの充実や、観光客が利用可能な町内周遊システムの確立など、ソフト事業を組み合わせながら上質かつ多様な宿泊、滞在体験を可能とする施設整備など、必要なハード整備を進める必要があるとあるが、町の振興を考えたとき、観光施設を充実させ、町外の利用者を呼び込むことでどれだけの経済効果があるのか私は疑問です。

次、特につなぎ温泉四季彩は、町民の福祉施設としての価値がある。高齢者や障害者、あるいは事情があり、遠方への移動ができない人にとって欠かせない福祉施設である。計画では、現行の地域振興公社を解散し、外部の力を借りて新たに指定管理者にするとのことであるが、町民福祉を削ってまで観光振興にあてがうべきではない。

宿泊施設を行うのであれば、四季彩隣の土地や周辺の開発をして、防災利用にもできるようにしたほうが町民は納得いくのではないかというのが、私の考える住民の平等な利用を確保することにつながるのではないかと、個人的には思います。

うちの町も、観光事業に力を入れるということですので、今さら、委員会でももんだんですけれども、立案されました議案につきまして、私の総務振興常任委員長の立場から物を言うあれでもないかもしれませんけれども、個人的な議員としての意見はこういう気持ちであります。

そこで、また元に戻りますけれども、「住民の平等な利用を確保することができるものであること」と書いてあることについて、町長の基本的なお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(柳迫 好則君) 町長、山田豊隆君。

○町長(山田 豊隆君) この条例は、地方自治法の規定に基づいて、本町の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続に関する必要な事項を定めたものでございます。手続に関するやつですね。

そして、御指摘の第4条第1項第1号は、指定管理者を選定する一つの基準の一つであるという考えでございます。公の施設は、誰もが平等に利用できる権利がありますし、指定管理者が独占したり、不公平な、偏った利用制限が生じないように、住民も含め全ての利用者に平等な利用

確保を選定基準とするものでございます。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 重々条例の意味も分かりますし、後につながるのもワンセットではありますけれども、なぜ1番に住民の平等な利用を確保することができるものと書かれているのか、ここを重要に思っていたきたいと思います。

宿泊施設はですね、町民自らが恐らく利用する施設ではないと思います。ただ、町民の中には津奈木町に宿泊施設があったほうがいいよねと思われる方は、多々おられると思います。

その中で、一つ的手段として四季彩のリノベーションを図りですね、これを機に2階の広間を全て宿泊施設にすると、それでできれば収益も上がって、指定管理料も下げるような形になればいいんじゃないかと思われるんですけども、実際の町民の声を聞いてみますとですね、昨年の10月ぐらいから、やっぱり会う人からこう言われるんですね、大広間はやっぱり必要じゃないか、残してもらいたいと。それとか、宿泊施設になったときに、我々が毎日のように行っている、ある御婦人だったんですけども、楽しみが減るのではないか、疲れを癒やす、そういう福祉の目的で行かれる方にとってはですね、かえってマイナスな意見が多かったというよりも、全ての方がそう言われましたですね。昨日もある方と話をしている、みんなそのように言っているわいというような意見もございました。

非常に議会としては、今回の政策企画のですね、案としましては、令和6年、令和7年度を合計してですね、6億を超えるような大きないわばプロジェクトなので、非常に策も練ってですね、関係する国や県などにも根回しをして、予算を取って、よしこれでいこうというようなあれなんですけれども、水を差すような形にはなりませんけれども、どうか町民の福祉のやっぱり施設だということは忘れずにですね、今後も折り合いをつけるといいますか、片方にあまり偏らないような運営を心がけていただくよう、指定管理者の候補の方には、きつくといいますか、重く言っていただければいいんじゃないかと思います。

個人の経験から言いますけれども、私の母親と父親はもう亡くなってしまったんですが、病気がですね、後半ひどくなりまして、両方とも車椅子をしなければいけないような感じです。入院生活の合間に、帰宅して自宅で療養をしているときにですね、四季彩にたまには連れていけということで、坂道を、トンネルをですね、車椅子で押しながら家族風呂に通った経験がございます。

先ほども言いましたけども、事情があつて車で、例えばもうちょっと離れた温泉地に行こうとか、気晴らしにどっか出かけようかというようなことをできない人にとってはですね、四季彩が町民に及ぼすそういう福祉の面での力といいますか、そういうのは非常に大きかったんじゃないか。

また、2階の大広間についても、私がもう27年ですから、長女がですね、生まれてその出生祝い、初孫ということで親戚集めて宴会をしたり、または消防団あるいはPTA各種団体ですね、打ち上げ等でも非常に多く使いましたし、法事も今度使わせていただこうかなと思っている次第です。

そういう町民の方がですね、かけがえのない、非常に今までいいなと思ってきて使われていたものが、今回なくなるような結果なんで、重ねて申しますけれども、企画の際にはですね、そういう町民の福祉に非常に考えていただければよいのではないかと思います。

重ね重ね、要望でもなりませんけれども、ぜひこの点は重く受け止めていただいて、今後の政策には町民の福祉が第一というようなことを考えて、立案をしていただきたいと思います。

文化センターのほうに移らせていただきたいと思います。質問事項の2です。文化センターの周辺整備についてお伺いを致します。

第10期津奈木町振興計画の資料編、これ、95ページと書いておりましたが、93ページの誤りでした。申し訳ございません。

その中で、今後の重要度ランキングでは、防災計画に町民の関心が高いことが示されております。文化センターの緊急避難場所としての機能拡充についてお伺いをします。

通告書ではちょっと意味が通じませんので、これもまた津奈木町振興計画の策定委員会のときにですね、意見書を出しますので、ちょっと一文を読ませていただきたいと思います。

第10期津奈木町振興計画意見書で、能登半島地震でも分かるとおり、天変地異による災害に対して、安心して災害時の避難場所を確保することも必要ではないか。本町を見渡すと、つなぎ文化センターが災害時の緊急避難場所としての役割は高いと思うが、機能面において改修したほうがよいのではないか。例えば球磨郡球磨村にあるさくらドームのような、一時的に大人数が雨風に対してしのげるような施設も必要ではないかということを書いております。これは、さくらドームといえ、かなり鉄骨造りの巨大な施設で、現在はたしかもう解かれているかもしれません。

新しい施設、住宅になったという話も聞いておりますけれども、資料を今日は一応用意をしまして、要は、言いたいのは、ここに文化センターの写真が載っていると思います。この文化センターの現状は、今これは二、三日前ですね、つなぎ文化センターの前で小学生が戯れているところをちょっとお願いして写真を撮らせてもらった写真であります。

御覧のようにケヤキの木ですかね、が生い茂りまして、景観としてはいいところもあるんですけど、ここに透光性のあるテントなどをしてですね、下に書いてありますような感じでいただければ、防災面では炊き出しなど緊急の事態が発生したときには利用もできますし、また雨天時の乗降等の改善に、高齢者やスクールバスで待っている子供たちですね、そこ辺の待

機所としても使えます。

文化センターから教育委員会図書館までの通路屋根設置ですね、なども今は傘を差して移動するというような形になっておりますけれども、そのまま渡り廊下に屋根がついたような形で、利便性も向上するんじゃないか。また、イベント時でもですね、使えるような施設に、設備になればいいんじゃないかと思って、一応御提案をさせていただきます。

このことについて、どのようなお考えがあるのかを御質問させていただきたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 総務課長、財部大介君。

○総務課長（財部 大介君） お答えします。

まず、避難所の指定につきましては、町が所有する施設の中で、危険度の低い安全な施設を選定しておるところでございます。議員の御指摘のとおり、文化センター、改善センター、この2か所が主に指定所と、緊急避難場所ということで指定されることが多い場合がございます。

避難につきましては、大きく2つのパターンがございますといいますか、避難せざるを得ない場合、それと、現在のところほとんどの場合がそうでございますが、気象の状況などを考慮しまして、町民の生命を守ることを第一に考えました予防的な避難、こちらのほうで避難所開設をしておるところでございます。

今後も状況を的確に把握しながら、安全な施設への早期の避難誘導を図りたいと考えております。

御質問にございました緊急避難場所としての機能拡充という点でございますが、こちらにつきましては、本来の用途への利用を最優先と致しまして、非常時の避難場所として安全を確保できるよう必要な措置を講じてまいりたいと考えてはございます。

その意味で、令和6年度中にはホールのみ天井、こちらを耐震基準に適合するような改修を予定しておるところでございますが、今後も必要に応じまして、必要な改修等は実施してまいりたいと考えておりますが、避難場所としての今回御提案の施設の機能拡充につきましては、現在のところ予定をしてございません。

提出されました資料の中身を見ますと、防災面というよりもその他のメリットのほうが非常に大きいような御提案になっておると思いますので、その辺は総合的に判断をして検討をする必要があるのかなと考えておるところでございます。

また、併せましてアンケート結果ですね、こちらも議員から紹介がございました。確かに町民の防災への関心が非常に高まっているというようなアンケート結果でございますので、町の防災計画、ハザードマップ等の周知に努めながら、公助と併せまして、各御家庭、地域でも備えていただけるよう、自助、共助の意識の高揚に努めまして、町としましては、自主防災組織等ですね、さらなる推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 6番、本山です。

そもそもがですね、防災面と言いましても、年に1回もないような確率ですので、このためにテント、あるいは屋根をですね、設けるといのはちょっといささか要求的にはハードルが高いのかなとは思っております。

ただですね、令和2年の豪雨災害時も、文化センターは防災の拠点として、避難場所としても非常に重宝がられた経緯もありますし、何よりも水が溜まりませんのでですね、あとは小学校、津奈木小学校も避難所になっていたと思いますけれども、要するに津奈木町では、ほかの避難所は、実際は雨による大雨によりですね、浸かったところといいますか、結構車が駄目になったりですね、そういう事例もあります。

生命が第一ですので、取りあえず今後想定される大きな、また大雨ですね、などについては、やはり文化センターを軸として防災の拠点を構築していったほうが現実的ではないかと思えます。

テントに関しましては、令和6年の予算案が今まさに決まろうかとしている状況でですね、要求しなさいというわけにもいかないでしょうけれども、2003年ですね、平成15年7月には、県南集中豪雨で水俣市土石流災害、2020年には、令和2年7月豪雨災害では本町平国地区で貴い命が奪われる災害がありました。両方とも梅雨どきに発生する線状降水帯が原因でですね、100年に一度あるかないかと言われるような災害が、本町もしくは本町の近くでですね、大災害を引き起こしております。

たまたま宝川内地区が災害に遭われ、また芦北、津奈木もかかりましたけれども、芦北の女島地区ですか、に線状降水帯の中心部が行ったために、本町はこれでも少し軽いほうだったかもしれません。この次来る線状降水帯はですね、ひよっとすれば津奈木の中心地を襲う可能性もありますので、ぜひ今後はですね、そういう事例を踏まえて防災に、町にばっちりに関わる防災ですね、を関係する砂防ダムとか、河川の整備並びに町民の生命・財産を守る整備事業には、より積極的に取り組むべきじゃなかろうかと思っている次第です。

関連して、後で町長には一言お願いをしたいと思うんですが、②の質問に移らせていただきたいと思えます。染竹川左岸、元通学路の現状ですね、について質問をします。

元通学路の現状は、この2枚目の写真にありますような現状で、つなぎ温泉四季彩、つなぎ百貨堂やつなぎ美術館など、津奈木町の重要施設がある近隣であるにもかかわらず、毎年雑草が茂って、とても見苦しい状態であると私は思います。今後の計画について、どのような考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

本山議員の御質問の箇所は、つなぎ百貨堂とつなぎ美術館との間の国道3号線の橋、津奈木橋から町が管理しています染竹川の上流側の両護岸にダンチクが茂っている場所があります。澤井議員より、令和元年12月の定例議会と、本山議員から令和2年12月の定例議会でもこのダンチクの処理について御指摘を頂いたところです。

伐採の実績と致しましては、令和3年1月に伐採、令和4年3月に伐採、令和5年になりまして、町の有償ボランティアで一部伐採をして、景観をよくしております。

令和6年度当初予算にも伐採するための費用を計上し、伐採する計画をしております。

また、定期的な伐採費用を長期的に考えると、河川に重機を入れて、根っこごと撤去することも思い、現地を確認を致しました。

丸い石で積み上げています空石積み護岸を保護するようにダンチクが生えております。撤去した場合、集中豪雨により護岸崩壊が起こるおそれがありますので、難しいのではないかなと思っております。

今後も、文化センター周辺のすばらしい景観に、損なわないように、茂り具合を見ながら伐採を行い、環境整備に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 6番、本山です。

今、景観の配慮に従って定期的に草払いですよね、をするというような、また、重機を入れての検討もしたがということで、なかなか難しい問題なんだろうというのは私も分かりました。

ただ、やはり今後観光の振興であるとか、あるいは先ほども言いましたけど、町の重要施設、設備ですね、施設がある場所にしては、大変景観上、毎年今の現状のようなふうでは、あれというような形になるんじゃないかと思っております。

ほかの市町村辺りの重要施設があるところを見ても、ここほどあまり整備がされていないといえますか、景観がよろしくないところはそうそうないと思っておりますので、これはぜひ重要案件としてですね、検討を進めていただきたいと思います。

それと、設備のですね、3番とか4番の、③、④の写真ですけれども、フェンスが反対側の肥薩おれんじ鉄道から行きますと、ダンチクが生えてはおらずですね、そんなに雑草まみれにはなっていない状態なんですけど、何せフェンスがですね、かなりの年月がたっておりまして、一応プラコンちゅうんですか、を置いて立入禁止の様子にはなっているんですけども、実際は子供があついで遊んでですね、ちょっと行ったときにけがをしたりだとか、また、面白半分で悪ふざけの際にけがをしたりとかですね、そういうことも考えられますので、ここはやはりフェンスと、

それとブロック積みですね、ブロック積みもやはり考えていただきたい。となると、やはりちょっと整備をしたほうがいいんじゃないかと思います。

そして、このハゼの木がですね、②のところで見れると思うんですけども、その下がサブロウノキっていうんですかね、防風林みたいな感じで生け垣があるんですけども、これもですね、考えてみますと、私たちが小学校時代に親子ソフトボール大会ですか、そういうのがありまして、まだここぐらいに旧津奈木小学校の校舎であるとか給食センター、プールがあって、まだ文化センターもできてない時代ですね。このときに、バックネットがあったときに、バックネット側から右側、今の染竹川左岸のサブロウノキはですね、確かあったと思うんですよ。ということは、かなりそのままの状態、整備をしていないということになりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

いろいろしゃべっていたいんですけども、このことについてですね、特に防災面と、それと、それに絡めてつなぎ文化センターの改良といいますか、整備について、町長は今どのようなお考えなのかをちょっとお聞きしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 文化センター等の改修につきましては、担当課長が申したとおりですね、でございます。私からは、同じようなことだというふうに思いますし、また、防災も、自主防災とかいろいろなそちらのほう、自主、公助ですね、を総務課長が答弁したとおりでございますし。

また、河川ですね、砂防とか河川とかどうしていくのかということで、これは令和2年の7月の豪雨によって、どこが浸かったのか、どこが崩れたのか、それを検証しながらですね、いろんな復旧を今しているところでございます。

一番水に浸かったのがこの役場周辺でございますし、緊急のときに役場に、前の道から入れないという状況がございましたので、向こうの広域農道のほうから入れるような措置も取りましたし、またこの水がどうしたらはけるのか、3号線から来る水が結構ありますので、それをどう処理するのか、そういうふうに今考えているところでございますし、随時対策に向けて、今、各課とも邁進をしているところでございます。どうぞ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） ぜひ前向きな整備、特に町長が掲げております観光の振興に関わる問題にもなると思いますので、防災と絡めて非常に町なかの景観を損なっている面がありますから、なるべく早い段階で、私個人としては、今指摘した場所は改善をするような方向で考えていただければありがたいなと思います。

今回の質問では、四季彩の特に関連に関しましては、故意に、もうはっきり言って議事録に載せたほうがいいと思ひまして、本議会では反対はしませんけれども、ちょっとマイナスな点を強

調して発言をさせていただきました。

令和6年度の予算審議に当たりまして、とはいえ、非常にいいなと思う点多々あります。特に交付金の考え方について、特別交付金を、3月20日以降に来るから、翌年度の決算でしか分からないような処理の仕方をして、もうちょっとどうにかならないかという議会からの要望に対しまして、来年度ですね、令和6年度からは予算化をして、積極的に行うというような形であったりとか、また、政策企画課の財政面での説明では、ほかの町村の平均値に比べて、まだ津奈木町はかなり余裕がありますので、積極的にやりたいという意見が出てきたりですね、あるいは農林水産課におきましては、小規模の農業機械購入に関わるコロナの交付金の関係でついていた予算を恒久化するような予算の立案をしていただきまして、このことにつきましては、本当に感謝をする次第であります。

特に農業家関係はですね、私の最も現状が分かるところでありますので、これを機に津奈木町が進めているつなぎFARM関連の方も含め、あるいはこれから農業をしようかなとか思っている方にも、心強い施策になるんじゃないかと思っております。

今後も、一番最初に毎回言いますけれども、町民の福祉の充実とは何なのか、何のためにするのか、これを一番に考えて、町民目線で立案を今後も続けていっていただけたら、非常にいい町になるんじゃないかと思っておりますので、この点は重ね重ね申し上げますけれども、よくよく考えてしていただければよいのではないかと思います。ぜひ、この辺は要望をしておきます。

つたない質問になりまして、ひょっとしたら一番最初、4番、本山ですと言ったかもしれないんですけど、6番、本山真吾ですよね。訂正を改めてさせていただきたいと思っております。

本当、いろいろ令和6年度もこれから始まります。よりよい津奈木町になるようお互い頑張っていければと思っておりますので、よろしく願いをしますということで、今日の質問に代えさせていただきます。

終わります。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、6番、本山真吾君の質問を終わります。

○議長（柳迫 好則君） 次に、4番、新立啓介君の質問を許します。4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 皆さん、こんにちは。4番、新立啓介です。議長のお許しがありましたので、通告しましたとおり、順次質問を致します。早速質問に入ります。

まず、1番目の病児・病後児保育についてお伺いを致します。

今年1月12日の熊日新聞で、「子連れ役所出勤導入広がる」という見出しが目に入りました。地方自治体の職員が、子や孫と一緒に登庁し、世話をしながら仕事ができる子連れ出勤制度が各地で広がりを見せていると。導入により多様な働き方を認めると、肯定的な意見が多い一方、業

務との両立が難しいと懸念する声も聞こえると。運用改善に乗り出した自治体もあり、試行錯誤は今後も続きそうだとありました。

本町では、保育所や放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援事業計画に基づいて充実していくというふうにありますので、このような取組はまだ必要はないかと考えております。

しかし、就学前の子供が、急な病気やけがなど、看護が必要になったときは、現在、子の看護休暇制度、子1人に対して年間5日、2日以上の子供で10日間、2021年、令和3年の育児・介護休業法改正によりまして、1日または半日単位でありました取得が、時間単位で取得が可能となっております。これで、対応等もしやすくなったのかなというふうに考えております。

しかし、病気が治るまで休暇を取ることは、現実難しい、厳しいのではないかとというふうに考えております。

第10期振興計画のアンケート調査の意見にもありましたけれども、病気等が回復期に入った子供を預かり、保育してくれる施設が本町にはありません。祖父母等、近くに面倒を見てくれる家庭はよいと思いますけれども、現在は、核家族化や祖父母も就労している世帯が多くなっております。現実的には、そういう面倒を見るというのは厳しい状況にあると認識をしております。

そこで質問に入りますけれども、病児・病後児保育事業について、県下では28市町村で実施をされております。お隣の水俣市には、病児・病後児保育もくれんというのがございます。これは、水俣市民または水俣市内に勤務をしている人以外は、利用はできません。

本町も、町立保育園が4月から民営化になりますけれども、今後、民間施設での事業展開ができないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えします。

議員御質問の病児・病後児保育について、民間施設でできないかということですが、まず、病児・病後児保育については、病気や病回復期の子供を家庭で保育できない場合、専用の施設で専任の看護師や保育士の専門スタッフが一時的にお預かりし、看護・保育を行うもので、実施に当たっては、専用の保育施設、保育ルームですね、に専任の看護師、保育士各1名の配置が原則となっております。

現在、水俣・芦北管内では、先ほど議員がお話しされたとおり、水俣市の病児・病後児保育もくれんさんが事業を実施しておられまして、津奈木の方で、先ほどお話もあつたとおり、水俣市の事業所で就業されておられる方も利用が可能となっております。現在、もくれんさんには津奈木の方が1名、事業利用の登録をされておられますけれども、令和4年、令和5年ともに利用実績はないと聞いております。

また、今現在の子ども・子育て支援事業計画に伴います令和2年度の策定時の子育て世代への

アンケートを実施しておりますが、病児・病後児保育事業を利用したいと回答された方が10名おられました。このうち7名の方が、3日程度という回答をされておられまして、これを見ますと、利用見込みというのが十分立てられない、少ないということで、民間事業所へ施設の整備も必要となりますし、確保の難しい看護師、保育士を確保していただいて、年間を通して安定的な運営をしていただくということについては、もしかしたら実績もない年も出てくるかと考えられますので、経営的にも大変厳しいものと考えております。受託していただく事業所の確保も大変難しいものだと考えております。

しかしながら、現在、来年度からの次期子ども・子育て計画であります、仮称ではありますけれども、子ども・若者・子育て支援事業計画策定に向けて、アンケートを実施しております。アンケートの結果を踏まえまして、先ほど宮嶋議員のほうからも子育て支援の話についての内容がありましたけれども、このアンケート結果を踏まえて、次期計画で各子育て事業の実施目標を検討することとなりますので、今回の病児・病後児保育事業につきましても、その中のニーズや今後の国の病児保育に対します事業の方針などを見ながら、なかなか実施に向けては、先ほど言いました理由で難しいとは思いますが、方向性について等は検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 今、課長のほうからありましたように、アンケートでは利用したい方が10名程度おられると、7名の方が3日程度ということでありますけれども、実際利用したいという方が現状おられるわけですので、経営的にはなかなか厳しいものがあると思います。町単独でやるというのも、厳しい部分があると思いますので。

今、水俣市で、もくれんさんが実施をされております。いろんな部分で、水俣市のほうと共同でやっている事業も多々ありますので、こういう事業についても、水俣市さんのほうと協議をされて、津奈木の方もできるような体制を取っていただければ、利用を希望しているこの10名の方も、安心されるのではないかとこのように思いますので、そこら辺の御検討もお願いをしたいと思います。これは要望にしたいと思います。

では、次に2番に入ります。国民健康保険料についてでございます。

熊本県は、市町村間で異なる国民健康保険料の水準を2030年度に統一する方針を出しております。国のガイドラインに沿った対応で、被保険者の負担の公平化や市町村の国保財政の安定化につなげる狙いで、統一後の保険料率はまだ未定としております。令和9年頃をめどに示すというようなことではありますけれども、現在は未定と。

保険料率については、市町村の1人当たりの医療費などを基に、県が必要額を市町村ごとに標準保険料率として示しており、国保料は医療費と後期高齢者医療制度、介護保険制度の3つで構

成をされております。

一月前の熊日新聞に、県下の標準保険料が掲載をされておりました。

そこで質問に移りますけれども、本町の2024年度保険料は、県下最低の1人当たり5万1,773円、最高のあさぎり町は14万9,113円、県の平均は12万2,205円で、県の平均より7万432円、あさぎり町より9万7,240円低い状況にあります。単純に県平均で今後統一されると、毎年1万円ほど増額される計算になります。急激な増額となれば、滞納者も増えるのではないかと危惧をしております。

今後の保険料はどうなるのか、まだ具体的には難しいかと思っておりますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 住民課長、諫山吉光君。

○住民課長（諫山 吉光君） お答えを致します。

議員御質問の件につきましては、先ほど言われましたとおり、2月15日の熊日新聞の記事を見られて、津奈木町のほうが県内で一番安く、県の平均のほうがです。と比較しますと、7万円ほどの開きがあるということで、大変心配されて今回の質問だと思っておりますけれども、国民健康保険料につきましては、令和12年度に県内市町村の保険料を統一する方針が示されており、県のホームページにも、令和5年度第1回熊本県国民健康保険運営協議会の会議資料で、令和9年度に納付金、標準保険料率算定ベースで統一し、令和12年度に保険料率を統一する方針案が掲載されております。

これによりますと、統一される保険料については、令和9年度以降に示されるものと考えておりますが、現時点で令和5年度の県内の国民健康保険料の3方式、所得割、均等割、平等割で算定している41市町村の医療分の平均税率により試算しますと、県平均は津奈木町の現行税率の約1.6倍となっておりますので、今後統一された場合、この程度の増額が見込まれます。

しかしながら、具体的な税率については、今後、県の試算を踏まえ示されてくるものと思われまますので、県の情報を注視したいと思っております。

なお、今回上程しました国民健康保険税条例の一部改正につきましては、令和元年度から続いております国民健康保険事業の単年度収支の赤字の一部解消を主な目的としておりますが、今後本格化する保険料統一に向けた取組でもありますので、今後も、先ほど申しましたが、県の情報を注視し、急激な税率変更とならないよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 今の保険料、全体としたら現状の1.6倍ぐらいだろうということとあります。最終的にどのくらいになるか分かりませんが、今回の健康保険料の条例の

一部改正、これが、今、課長からありましたように、赤字を埋めるということで、7,000円ちょっとだったですかね、上がっております。単純に7,000円ですと、二、三万の増額で済みますけれども、そういう急激に上がることがないように、対策のほうをよろしく願いをしたいというように思っております。

次、3番の質問に入ります。保育料の無償化についてお伺いを致します。

施政方針で、最重点課題は少子高齢化、人口減少対策で、しっかり取り組むと力強い方針を町長のほうから述べられました。これまでも、出生祝い金や保育・副食費助成など、育児・子育て支援等に取り組まれてきております。第10期の振興計画アンケート調査でも、子育て世代なので、保育料の無償化、給食費の無償化の継続をお願いしたいという声も載ってございました。

これまでも町長にいろいろ要望をお願いしますと、常々近隣市町の動向を見て判断をしたいというふうに答えられております。

今回、芦北町の竹崎町長は、令和6年度より保育料を完全無償化するとの新聞の報道がございました。

津奈木町でも、今、6年度、7年度と大型のプロジェクトがありますので、喫緊にはできないというふうに考えておりますけれども、町長の任期中にこれらに取り組む考えはないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 保育料の無償化についてということでございます。芦北町の来年度からの保育料の完全無償化、これにつきましては、竹崎町長からもお伺い致しましたし、また、3月1日の新聞にも、議会の情報が掲載されております。取組につきましては、重々承知しているところでございます。

県内での同様な取組、昨年6月に新聞に掲載されておりましたが、当時、7市町村が無償化を取り組んでおり、また、年度内に取組もされているようでございます。

津奈木町でもですね、無償化した場合、検討をしました。年度ごとに変動はあると思われませんが、年間約600万円程度の保育料の減額が見込まれますが、本町では、以前より他の市町村よりも、一番と申しますか、ほとんど低い保育料を設定しておりますし、また、宮嶋議員が質問されたように、いろいろな、多岐にわたって、津奈木町のできる支援を行っているところでございますので、今回と申しますか、給食費の無償化をですね、したばかりでございますので、現在、保育料の無償化についてはですね、回答したとおり検討していないところでございますし、今後の子育て支援の要望として、承っておきたいというふうに思っております。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 確かに保育料は、以前より減額措置がされておりますし、現在、

給食費の無償化を、令和6年度単年じゃなくて、今後も継続をしていただきたいというふうに思っております。

なかなか財政が厳しい中では、何もかもというのは難しいかもしれませんが、できる範囲で今後も取り組んでいただければというふうに思っております。よろしくお願いを致します。

今回、第10期の津奈木町振興計画、令和6年度からスタート致します。「人と自然、アートがつなぐ、希望を持って住めるまち」をメインテーマに、町の目指すべき将来像と、その実現に向けて町民とともに進むべき方向を示されております。

最重点課題に掲げてあります少子高齢化、人口減少対策は、本町のみならず全国的な課題でもあります。人口減少対策には、雇用の場の確保、若者世代の経済的な安定などがなければ、結婚、出産、育児にはつながっていかないと考えます。

工業団地の整備も今後加速化し、企業誘致も、町長のトップセールスによって優良企業が進出してくれるものと期待をしております。

振興計画に掲げられました具体的な実施事業が着実に推進され、町民が安心して暮らせ、町民の所得が向上することを願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、4番、新立啓介君の質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでございました。

午前11時37分散会

議事日程(第3号)

令和6年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第6号 平成28年熊本地震津奈木町復興基金条例の制定について
- 日程第2 議案第7号 津奈木町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第8号 津奈木町地域活性化拠点の設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第9号 津奈木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第10号 津奈木町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第11号 津奈木町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第14号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 津奈木町手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第17号 津奈木町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第18号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について
- 日程第14 議案第19号 津奈木町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第20号 令和6年度津奈木町一般会計予算
- 日程第16 議案第21号 令和6年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第22号 令和6年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第23号 令和6年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 令和6年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 令和6年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

- 日程第21 議案第26号 令和6年度津奈木町簡易水道事業会計予算
- 日程第22 発議第1号 津奈木町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第25 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第26 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第30号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第6号 平成28年熊本地震津奈木町復興基金条例の制定について
- 日程第2 議案第7号 津奈木町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第8号 津奈木町地域活性化拠点の設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第9号 津奈木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第10号 津奈木町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第11号 津奈木町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第14号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 津奈木町手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第17号 津奈木町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第18号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について
- 日程第14 議案第19号 津奈木町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第20号 令和6年度津奈木町一般会計予算
- 日程第16 議案第21号 令和6年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第17 議案第22号 令和6年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
 日程第18 議案第23号 令和6年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
 日程第19 議案第24号 令和6年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
 日程第20 議案第25号 令和6年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
 日程第21 議案第26号 令和6年度津奈木町簡易水道事業会計予算
 日程第22 発議第1号 津奈木町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
 日程第23 議員派遣の件
 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
 日程第25 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
 日程第26 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
 追加日程第1 議案第29号 工事請負契約の締結について
 追加日程第2 議案第30号 工事請負変更契約の締結について

出席議員（10名）

1番 林田 廣美君	2番 平野 和信君
3番 大川 貴哉君	4番 新立 啓介君
5番 宮嶋 弘行君	6番 本山 真吾君
7番 澤井 静代君	8番 久村 昌司君
9番 川野 雄一君	10番 柳迫 好則君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	財部 大介君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	諫山 吉光君

ほけん福祉課長 …………… 葦浦 祐一君 教育課長 …………… 永松 伸也君
会計課長 …………… 岡松 辰哉君

午前10時00分開議

○議長（柳迫 好則君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第6号 平成28年熊本地震津奈木町復興基金条例の制定について

日程第2. 議案第7号 津奈木町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定
について

日程第3. 議案第8号 津奈木町地域活性化拠点の設置及び管理運営に関する条例の制定に
ついて

日程第4. 議案第9号 津奈木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第5. 議案第10号 津奈木町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定につ
いて

日程第6. 議案第11号 津奈木町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について

日程第7. 議案第12号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づ
く債務の免除に関する条例の一部改正について

日程第8. 議案第13号 津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び津奈木町職
員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第9. 議案第14号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第10. 議案第15号 津奈木町手数料条例の一部改正について

日程第11. 議案第16号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12. 議案第17号 津奈木町介護保険条例の一部改正について

日程第13. 議案第18号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について

日程第14. 議案第19号 津奈木町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一
部改正について

日程第15. 議案第20号 令和6年度津奈木町一般会計予算

日程第16. 議案第21号 令和6年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第17. 議案第22号 令和6年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第18. 議案第23号 令和6年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第19. 議案第24号 令和6年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第20. 議案第25号 令和6年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

日程第21. 議案第26号 令和6年度津奈木町簡易水道事業会計予算

○議長（柳迫 好則君） お諮りします。日程第1、議案第6号平成28年熊本地震津奈木町復興基金条例の制定についてから、日程第21、議案第26号令和6年度津奈木町簡易水道事業会計予算までの議案を一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1、議案第6号から日程第21、議案第26号までの21議案を一括議題とすることに決定しました。

一括議題とした議案については、お手元に配付のとおり、各常任委員長から審議結果の報告が提出されております。審査の経過とその結果について、会議規則第37条第1項の規定により、各常任委員長の報告を求めます。

なお、質疑は、各委員長の報告終了後、一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。総務振興常任委員長、本山慎吾君。

○総務振興常任委員長（本山 真吾君） 総務振興常任委員長報告を申し上げます。

3月5日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、7日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第24号、議案第25号、議案第26号であります。

審議に当たっては、担当課長、課長補佐及び班長等の出席を求め、提案理由の説明を求めながら審議を致しました。

まず、「議案第6号、平成28年熊本地震津奈木町復興基金条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、平成28年熊本地震からの早期の復興を図るための事業に要する経費の財源として、県からの平成28年熊本地震復興基金交付金を積み立て、適切な管理運用を行うため、平成28年熊本地震津奈木町復興基金を設置することに伴い本条例を制定するとの説明のあと、「期限が令和8年12月末までとなっているが、具体的にどういう事業を想定しているのか。」との質問に対して、「熊本地震の被害に限定されているため、観光の復旧復興に使用予定で具体的な事業は予算要求の中で検討したい。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、「議案第8号、津奈木町地域活性化拠点の設置及び管理運営に関する条例の制定について

て」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、津奈木町地域活性化拠点の設置に伴い、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、条例で定める必要があるとの説明のあと、「木育広場使用料はどのようなときに徴収するのか。」との質問に対して、「利用者が貸し切って使用する場合は料金を規定している。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第9号、津奈木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、令和6年4月からの簡易水道事業の公営企業会計移行に伴い、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第4条の規定に基づき、簡易水道事業の設置及び経営の基本に関する事項を定める必要があるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第10号、津奈木町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、令和6年4月からの簡易水道事業の公営企業会計移行に伴い、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、剰余金の処分等に関し必要な事項を定める必要があるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第11号、津奈木町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、令和4年4月に策定した津奈木町立保育園民営化基本方針に基づき、津奈木保育園を民営化するため、及び産業医の報酬等を新たに明記するために、関係条例を改正及び廃止する必要があるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第12号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、地方自治法の一部改正により公金事務の私人への委託に関する制度見直しに伴い条ずれが生じたため、同法を引用する本条例について改正が必要であるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第13号、津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員に対し勤勉手当

を支給する改正が行われたことに伴い、関係条例の改正が必要であるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第18号、津奈木町漁港管理条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、漁港漁場整備法の一部改正により、同法の題名が変更されたことに伴い、本条例を改正する必要があるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第19号、津奈木町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、消防団の団員階級の年額報酬を交付税単価より低額であったため、全階級の報酬引き上げを行い、団員の処遇改善を図るとともに、新入団員の確保に繋げるため、本条例の改正が必要であるとの説明のあと、「報酬引き上げの検討委員会は開催したのか。また、消防団からの要請はあったのか。」との質問に対して、「検討委員会は開いていないが、芦北町と協議を行い改定した。消防団からの具体的な要請はなかったが処遇改善に対する要望は上がっている。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第20号、令和6年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分についての審議結果を申し上げます。

歳入より申し上げます。

款11、地方交付税で、「特別交付税を当初予算に計上した理由は。」との質問に対して、「例年、最終の交付決定が3月20日頃のため、専決で予算化し財政調整基金で調整を行っていたが、令和6年度は当初から予算化し、基金を含め適正な運用をしていく。」との答弁がありました。

款14、使用料及び手数料、住宅使用料で、「家賃の滞納はあるのか。また、前年から250万円ほど減額になっているが要因は。」との質問に対して、「町営住宅は滞納なし、定住促進住宅で過年度分が1名、36万円ほどある。減額の要因としては、空き家が多いのが原因と思われる。」との答弁がありました。

款16、県支出金、総務管理費補助金で、「球磨川流域復興基金5,130万円の使い道は。」との質問に対して、「上原団地建設（応急仮設住宅移築）の工事費及び住まいの再建支援事業助成金に充当します。」との答弁がありました。

款17、財産収入、利子及び配当金で、「前年度から200万円増額となっているが、株価上昇の影響があるのか。」との質問に対して、「株価の影響もあると思うが、令和5年末には10年国債の金利が1.0%近くまで上昇した。今後も有利な商品の購入、入れ替えを検討して

いきます。」との答弁がありました。

次に歳出について、申し上げます。

款2、総務費、会計管理費の役務費で、「手数料250万円の内容は。」との質問に対して、「令和6年10月1日から地方公共団体が指定金融機関に取り扱わせている公金振込手数料が有料化されるためです。今後は、同一支払日同一口座の振り込みが複数あった場合はまとめて振込、また手数料が安価なインターネットバンキングへの移行を進めます。」との答弁がありました。

企画費の予約型乗合タクシーで、「交通弱者の移動手段に利用されているが、基本的に県道沿いでしか乗れないため、乗降場所の改善はできないか。」との質問に対して、「利用者の声としては、県道まで急な坂道を下りないといけない。また、国道3号沿いでも既存バス停付近には乗降場所が設置できないため、乗降場所まで移動距離が長いという声が上がっている。乗降場所の新設等については、地域公共交通会議で決定することとなっているため、利用者の要望を考慮し協議していきたい。」との答弁がありました。

地域振興費の元気づくり補助金で、「継続的な事業がいくつか見られるが、継続年数など取り決めはあるのか。また、補助団体として、各種団体とあるが地区での申請も可能か。」との質問に対して、「補助対象事業は原則として連続3か年までとしている。新たに設置した団体や地区での申請は可能であるが、地域振興につながる事業かを審査し決定している。」との答弁がありました。

「地域商社推進事業における補助率は4分の3と高いが商工業向けと考えてよいのか。また、地域商社設立出資金3,000万円計上してあるが、将来的にもこれで足りるのか。」との質問に対して、「新たな事業推進や販路拡大に取り組む事業者が対象で農林水産業との連携も図っていきたい。設立出資金は3,000万円とし、将来的事業については、指定管理委託料として今後検討していきたい。」との答弁がありました。

美化推進事業費の報償費で、「環境美化作業報償金の有償ボランティアの雇用は何名予定しているのか。また、募集しても集まらないようだがどのように考えているのか。」との質問に対して、「令和6年度は、道路管理はシルバー人材センターに委託し、公園管理で3名の雇用を計画している。」との答弁がありました。

美術館費の委託料で、「モノレール運転及び展覧会監視等委託を婦人会喫茶部に委託しているが高齢化が進んでいると思う。今後の運営はどうなるのか。」との質問に対して、「確かに高齢化も進んでおり、今後の運営を検討する時期に来ているが、メンバーはやる気もあるので尊重したい。今後の対応については、モノレールや受付の無人化などから検討していきたい。」との答弁がありました。

款5、農林水産業費、農業振興費で、「環境に配慮した新ブランド農産物開発・実証栽培業務

実施委託料の内容は。また、売り上げと参加者は。」との質問に対して、「サラダ玉ねぎのブランド化を目指して予算を計上。売り上げは、新規事業のため実績はなく、参加者は3名の予定です。」との答弁がありました。

「第10期津奈木町振興計画の農業で重点施策としているものは何か。また、新規事業はどのようなものがあるのか。」との質問に対して、「第10期振興計画では、農地の担い手への集積や果樹の振興、農地保全等を中心に組み組んでいく。新規事業としては、農業用機械購入補助金など経営支援や経営発展支援補助金等担い手への支援、小規模基盤整備等を実施する予定です。」との答弁がありました。

農地費の負担金補助及び交付金で、「小規模基盤整備事業補助金の内容は。」との質問に対して、「ふるさと納税基金を活用した新規事業で、県の「次世代につながる果樹産地づくり支援事業」を活用した50アール以上の基盤整備事業に事業者負担の2分の1を町が補助するもので、令和6年度は薬草岳付近の園地1ヘクタールを予定している。」との答弁がありました。

また、「個人の自家園地を改良する場合にも使えるのか。」との質問に対して、「水俣芦北地域果樹産地化協議会が事業主体となるため、個人からの要望は想定していない。」との答弁がありました。

水産業振興費の委託料で、「マガキ生産安定実証栽培事業の希望者はいるのか。」との質問に対して、「漁協からの提案事業のため、漁協に委託し実施する。」との答弁がありました。

負担金補助及び交付金で、「漁船エンジンオーバーホール事業は、2分の1の補助で上限50万円となっているが上限額の増額はできないのか。」との質問に対して、「昨年度のままで増額は予定していない。」との答弁がありました。

款6、商工費、商工費の負担金補助及び交付金で、「つなぎ応援商品券事業交付金は、高齢者や年金生活者等への支援は検討されなかったのか。」との質問に対して、「国の低所得者世帯への給付事業が、子育て世帯への物価高騰の影響が大きいとの判断から18歳以下の子ども加算を設けてある。商品券事業も国に合わせた制度設計とした。」との答弁がありました。

観光費の工事請負費で、「四季彩宿泊交流拠点整備工事について、入札はいつ実施するのか。」との質問に対して、「4月中に入札通知し閲覧期間を設け、5月中に入札を行い、6月に議会へ請負契約の議案を上程し、7月からの工事着工としたい。」との答弁がありました。

款7、土木費、道路維持費の工事請負費で、「干拓堤防線舗装補修工事の内容は。また、現況の路面は海水の影響と思われる凹凸がある。護岸が県管理なら舗装前に県と協議を行い、対策を検討してもらいたい。」との質問に対して、「路面性状調査で全線補修が必要ということで計画している。また、護岸については舗装補修と同時に県に護岸基礎部からの吸出し防止対策について協議していきたい。」との答弁がありました。

また、「グリーンベルトの設置について、6年度は男島線のみ計上してあるが、新川中尾線など必要な箇所があるので引き続き学校等と協議を行い、子どもが安全に通学できるよう整備を。」との質問に対して、「新川中尾線については、サイクルロードの計画路線でもあり自転車通行帯の整備と併せて、グリーンベルトの設置も必要となるので学校等と協議を行い整備を進めたい。」との答弁がありました。

道路新設改良費の町道竹中染竹線道路改良工事測量設計業務委託料で、「河川側に転落防止のガードレール設置は検討してあるのか。また、護岸について以前県に相談した際、町で対応をお願いしたいと言われた住民の安全を考え今回の工事に対応を。」との質問に対して、「ガードレールについては、高低差があるので設置を検討したい。また、護岸整備についても、道路兼用護岸として対応できるか設計の際に検討したい。」との答弁がありました。

款8、消防費、常備消防費の負担金補助及び交付金で、「前年度より6,605万円の増額理由は。」との質問に対して「水俣芦北広域行政事務組合において、令和6年度に高機能指令センター等更新整備工事3億3,934万円が計画されており、構成市町の負担金が増額している。」との答弁がありました。

防災費の工事請負費で「防災行政無線整備工事費の内訳と地域住民への説明はどのようになっているのか。」との質問に対して、「親局1か所、中継局1か所、簡易中継・再送信子局1か所、屋外拡声子局17か所で事業費は4億1,180万円です。地域住民への説明は、工事の進捗に応じて周知します。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、「議案第20号、令和6年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分については、異議なく全会一致で可決しました。

次に「議案第24号、令和6年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算」は、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第25号、令和6年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算」の審議結果を申し上げます。

「区画数は全体でどれだけ残っているのか。また、被災者支援の該当者は何件か。」との質問に対して、「全61区画のうち22区画が売却済み、災害公営住宅に4区画を使用しているので、現在販売中は35区画です。豪雨災害被災者支援での実績は1件です。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第26号、令和6年度津奈木町簡易水道事業会計予算」の審議結果を申し上げます。

歳出で、「公営企業会計に移行する中で令和5年度との変更点は。また、水道管の耐震化率はどのくらいか。」との質問に対して、「職員1名分の人件費が増えている。耐震化率は48%です。引き続き、国庫補助金を活用し、水道料金をなるべく上げないよう耐震化を進めます。」と

の答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に、町原線道路改良工事、達仏メンテナンス作業、干拓堤防線舗装補修工事、入魂の宿植栽及びビオトープ、旧平国小学校変電設備等整備工事、柳迫線排水施設改良工事、福浦漁港長浜第2護岸補修工事、残土処理場、小規模基盤整備、上原団地建設工事、川南線転落防止柵等補修工事、四季彩宿泊交流拠点整備工事の現場視察を行いました。

以上、総務振興常任委員会に付託されました13議案は、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。

令和6年3月19日。総務振興常任委員長、本山真吾。津奈木町議会議長、柳迫好則様

○議長（柳迫 好則君） 総務振興常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長、宮嶋弘行君。

○教育住民常任委員長（宮嶋 弘行君） 教育住民常任委員長報告を申し上げます。

3月5日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、8日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第7号、議案第14号から議案第17号、議案第20号から議案第23号の9議案であります。

審議にあたっては、担当課長、課長補佐、班長及び担当者の出席を求め、慎重審議しましたので、その結果を報告致します。

まず初めに、議案第7号「津奈木町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、学校給食の運営を町の一般会計で実施する公会計化を行うため、学校給食費の徴収に係る規定を定める必要がある。また、小中学校児童生徒に係る学校給食費を無償化するとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第14号「津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、単年度収支の赤字解消及び令和12年度の県の保険料率統一に向けた取組みとして、令和6年度からの国民健康保険税の増額、並びに国民健康保険法施行令の一部改正に伴い本条例を改正する必要があるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第15号「津奈木町手数料条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、戸籍法の一部改正により創設された戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料を規定する必要があるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可

決しました。

次に、議案第16号「津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第17号「津奈木町介護保険条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

「保険料率の段階区分が9段階から13段階に変更されるが、総合的に料金はどう変わるのか。」との質問に対して、「変更前9段階の方が36人おられ、うち15人が10段階から13段階へ移行し保険料が上がることになるが、1段階から3段階に該当する852人が現在の保険料より下がるため、全体では大きな変動は少ないと考えている。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第20号「令和6年度津奈木町一般会計予算」中、住民課、ほけん福祉課及び教育課が所管する科目について審議を行いましたので、その結果を申し上げます。

歳入について報告します。

款1町税 町民税の法人課税分で、「税均等割分の一覧表はあるのか。」との質問に対して、「資本金1,000万円以下で従業員50人以下の1号法人が47法人で全体の64.4%、資本金1,000万円超・1億円以下で従業員数50人以下の3号法人が19法人で26.0%、合わせて全体の90%を占めている。」との答弁でした。

歳出について報告します。

款2総務費、徴税費の税務総務費で、「固定資産課税土地評価業務は毎年全筆行っているのか。」との質問に対して、「土地や山林、畑等33か所の基準点を評価するもので、宅地と雑種地は毎年、その他の地目は評価替えの年に合わせて、3年ごとに評価をしている。」との答弁でした。

戸籍住民基本台帳費で、「コンビニエンスストアでの住民票等の発行サービスの稼働はいつからか。」との質問に対して、「令和6年10月を予定している。」との答弁でした。

款3民生費、社会福祉費の老人福祉費で、「緊急通報システムによる通報があった家屋に鍵がかかっている場合はどのような対応を行うのか。」との質問に対して、「取り付けの際に対象者の方には、緊急時に侵入する箇所等を業者から説明をしてもらい、了承を得た場所を壊して侵入することになる。」との答弁でした。

また、「その際、壊した箇所の修理代は誰が払うのか。」との質問に対して、「利用申請時に自己負担となる説明を行い、承諾書を頂くこととなっている。」との答弁でした。

同じく、「業者が駆けつけられない場合、近隣の住民が対応することになるのか。」との質問に対して、「申請手続きの際に地元協力員をお願いし、非常時は業者から協力員へ連絡が行き対応をしてもらう。夜間や外出等で対応ができない場合は業者が対応する。」との答弁でした。

障害者福祉費で、「障害者地域活動支援センター事業負担金が減額している理由は。」との質問に対して、「水俣市、芦北町と共同で実施している事業で、利用実績に伴い負担割合が変わる。令和3年度99人から令和4年度70人の利用実績で負担率が減り、減額となっている。」との答弁でした。

児童福祉費の児童福祉総務費で、「保育所改修工事設計について、中廊下の設置は民営化に伴って行われるが、これまで長引いた理由は。」との質問に対して、「民営化後の現施設について、移管先法人への譲渡か貸し付けとなるが、当初は直接譲渡した場合、国庫補助を利用できる民間保育園で整備を行うという判断もあった。しかし、今回の移管先決定時に運営が安定するまで貸し付けし、その後、譲渡について検討することが決定されたため、今回の整備への取り組みとなっている。」との答弁でした。

また、「委託料の子ども・子育て支援事業計画書策定業務はどのようなものか。」との質問に対して、「町では子ども子育て支援事業計画のみであったが、国の子ども大綱が一元化されるため、本町においても若者計画と貧困対策計画を策定して一体的に計画する業務である。」との答弁でした。

同じく、「津奈木保育園で民営化後に考えられる備品はどのようなものがあるのか。」との質問に対して、「運動会等の行事では教育委員会のテントを借りて開催しており、保育園のテントは無い状態なので、行事用のテントが必要になってくると思われる。また、今後運営していく中で必要な備品が出るため、最初の3年間は継続して補助を行う。」との答弁でした。

款4衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費で、「産後ケア事業は、国や県の推進事業なのか。また水俣市、芦北町も同様の事業を行っているのか。」との質問に対して、「国・県も推進しており、町でも子育て世帯包括支援センターを子ども家庭総合支援拠点として窓口を設置しているため事業を推進していきたいと考えている。芦北町はすでに取り組んでいて、水俣市は来年度からの予定である。」との答弁でした。

予防費で、「高齢者肺炎球菌ワクチンについて、説明をお願いしたい。」との質問に対して、「令和5年度までは65歳以上の方に5歳刻みで案内を行っていたが、令和6年度からは65歳の方が対象となり、66歳の誕生日前日まで補助対象の接種となる。誕生日によって受けられる期間が変わるため、しっかり周知をしていきたい。」との答弁でした。

清掃費の塵芥処理費で、「不法投棄回収処理業務はシルバー人材センターに委託しているとのことだが、回収のみするのか。」との質問に対して、「回収だけでなくパトロールも行ってい

る。」との答弁でした。

また、「悪質な不法投棄が発見された場合は警察に通報したりするのか。」との質問に対して、「悪質な場合は、住民課に連絡してもらい、必要に応じて保健所や警察に通報し対応している。」との答弁でした。

款9教育費、教育総務費の事務局費で、「いじめ問題の現状はどうか。また、暴力的ないじめは発生していないのか。」との質問に対して、「小・中学校のホームページにも件数を掲載しており、2月末時点で小学校が34件、中学校が13件となっている。この中には、口論や些細な言い合いも含まれる。毎月学校から教育委員会へ報告があり、重大案件になるようなものはない。いじめも継続的に続いているか、学校で調査をしている。」との答弁でした。

また、「不登校問題はどうか。」との質問に対して、「不登校は30日以上のお休みで、小学校は3人、中学校は4人となっている。教育委員会としては、中学校に心の相談員を配置して、子ども達の心のケアができるよう、また、芦北教育事務所にスクールカウンセラーも配備しており、不登校の解消に向けて対応している。」との答弁でした。

小学校費の教育振興費で、「英検は全員が受験するのか。」との質問に対して、「小学校では6年生のみが受験し、5級に27人が合格し、4級に1人合格している。小学校から検定受験に取り組む事で、中学校で3級を取得できる環境を整えていく。」との答弁でした。

中学校費の学校管理費で、「校舎窓転落防止手摺設置工事が計上されているが、どのような内容か。」との質問に対して、「校舎2階・3階のグラウンド側の窓ガラス内側に手摺を設置する。」との答弁でした。

また、「トイレ清掃業務が計上されているが、年1回業者の清掃を今後も継続していくのか。」との質問に対して、「他の学校は毎年業者によるトイレ清掃を行っているとの聞き、今回、小中学校で予算化し、今後も検討していく。」との答弁でした。

社会教育費の文化センター費で、「文化センター周辺支障木伐採・撤去業務とあるが、撤去の時期はいつ頃か。」との質問に対して、「できれば葉が落ちる前に行いたいが、業者と相談しながら進めたい。文化センター裏の備蓄倉庫まで車が通らないため伐採する。」との答弁でした。

また、「文化センター多目的ホール改修工事の内容と工事期間は。」との質問に対して、「ホール内の天井の改修工事で、令和7年1月から12月を予定している。令和8年の二十歳の集いには完成する予定で、工事期間中の会議室等は使用できるようにしたい。」との答弁でした。

公民館費の報償費講師謝金で、「そろばん脳トレ教室、防災教室の内容は。また、遊びの学校講師謝金はどのような内容か。」との質問に対して、「熊本県民カレッジからの講師による認知症予防や脳の活性化を図る教室と、災害時の行動などを学習する教室である。遊びの学校は、夏場の海洋クラブを除いても月1回活動しており、その中の体験活動の講師謝金である。」との答

弁でした。

給食費の学校給食施設費で、「物価高騰の影響で小麦が値上がりしているが、伴ってパンの値段も値上がりしていると思われる。値上がり分の補填はどのようにしているのか。」との質問に対して、「一般財源で対応する。令和5年度はコロナ交付金で対応した。」との答弁でした。

また、「スチームコンベクションオープンや、食缶等の購入費が予算化されているが、他に交換等が必要な備品はあるのか。また、アレルギーの現状と対応は。」との質問に対して、「食缶洗浄機の年数が経っているので、今後交換が必要になってくる。アレルギーの現状は、令和6年度は5人で、ナッツ・えび・牛乳等である。アレルギー食材が出る日は家庭で対応してもらっている。」との答弁でした。

また、「給食センター検収室増築工事の内容は。」との質問に対して、「現在のプラットホーム部分を増築し、20平方メートル程度の検収室を作る計画である。令和6年11月までに設計完了予定で、令和7年度に工事を予定している。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、議案第20号「令和6年度津奈木町一般会計予算」中、教育住民常任委員会所管分については、全会一致で可決しました。

次に、議案第21号「令和6年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

歳出について報告します。

款1総務費、総務管理費の一般管理費で、「18歳以下均等割減免世帯抽出手数料とあるが、対象世帯数はどれくらいなのか。また、税条例の改正に伴い年額平均5,000円程度の負担増となるが未納者の増加に影響しないのか。」との質問に対して、「令和5年11月時点で国保加入世帯が716世帯、うち子育て世帯が38世帯、被保険者数が全体で1,072人、うち18歳以下が60人である。徴収率については令和4年度実績で現年分98.8%であったが、負担増に伴う影響はわかりかねる。」との答弁でした。

また、「国民健康保険システム改修委託料は保険証廃止、資格確認書発行による改修とのことだが、住民は不安に思っている。スムーズに移行できると考えているのか。また、12月からは全員がマイナ保険証になるのか。」との質問に対して、「8月1日から使用する令和6年度発行の保険証については猶予期間があり、今までどおり1年間の有効期限である。12月からの新規発行はできなくなるため、転入や社保離脱などで資格が変更になった方は、資格確認書の交付、またはマイナ保険証での利用となる。なお、資格確認証の交付は申請となるので事務量は増加するだろう。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第22号「令和6年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算」について審議結

果を申し上げます。

歳入について報告します。

款6 諸収入、受託事業収入で、「高齢者人口が28人増加しているのに、健診事業収入が昨年と比較すると77万4,000円減少しているのはなぜか。」との質問に対して、「受診者の見込みは、県が全体の平均値で求めている。令和6年度では、前年度より低い率で試算してあるため、収入額の見込みが減少している。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第23号「令和6年度津奈木町介護保険事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

歳入について報告します。

款1 保険料、介護保険料で、「介護保険料滞納者の状況はどうなっているのか。」との質問に対して、「生活が苦しい人が滞納している。介護保険料を滞納すると介護サービスが受けられなくなるので、税務班と協力して戸別訪問等で徴収に力を入れている。」との答弁でした。

歳出について報告します。

款2 保険給付費、介護予防サービス等諸費で、「給付費が前年度より3,400万円ほど増加しているのはなぜか。」との質問に対して、「コロナウイルス感染症の終息に伴い、施設利用者が増加し、当初予算では不足したため、本年度は補正予算で増額を行っている。それを見込んで令和6年度は増額している。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に現地視察の結果報告を致します。

総合グラウンドバックネット張替工事、児童公園遊具修繕工事、給食センター検収室増築工事及び重油タンク塗装工事、三ツ島海水浴場海岸漂着物現況調査、津奈木保育園改修工事、つなぎ文化センター多目的ホール改修工事、津奈木中学校校舎窓転落防止手摺設置工事の現地視察を行いました。

以上、教育住民常任委員会に付託されました9議案について、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。

これで報告を終わります。

令和6年3月19日。教育住民常任委員長、宮嶋弘行。津奈木町議会議長、柳迫好則様。

○議長（柳迫 好則君） 教育住民委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

ここで5分間休憩を致します。開始は11時ですね。暫時休憩致します。

午前10時55分休憩

午前11時00分再開

○議長（柳迫 好則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第6号から議案第26号までについて、順次、討論、採決を行います。

議案第6号平成28年熊本地震津奈木町復興基金条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号平成28年熊本地震津奈木町復興基金条例の制定についてを採決します。
この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号津奈木町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号津奈木町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号津奈木町地域活性化拠点の設置及び管理運営に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号津奈木町地域活性化拠点の設置及び管理運営に関する条例の制定についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号津奈木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号津奈木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号津奈木町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号津奈木町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号津奈木町附属機関の設置に関する条例等の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号津奈木町附属機関の設置に関する条例等の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債

務の免除に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号津奈木町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号津奈木町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号津奈木町手数料条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号津奈木町手数料条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号津奈木町介護保険条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号津奈木町介護保険条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号津奈木町漁港管理条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号津奈木町漁港管理条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号津奈木町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号津奈木町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号令和6年度津奈木町一般会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号令和6年度津奈木町一般会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号令和6年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号令和6年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号令和6年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号令和6年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。
この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号令和6年度津奈木町介護保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号令和6年度津奈木町介護保険事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号令和6年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号令和6年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号令和6年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号令和6年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号令和6年度津奈木町簡易水道事業会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号令和6年度津奈木町簡易水道事業会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第22. 発議第1号 津奈木町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

て

○議長（柳迫 好則君） 日程第22、発議第1号津奈木町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。6番、本山慎吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 発議第1号の提案理由を申し上げます。

議員の成り手不足の要因等を考慮し、令和4年度に改正地方自治法が公布されました。改正前地方自治法では、個人による請負は金額の多寡にかかわらず禁止されていましたが、改正後は、議会の適正な運営を確保する観点から、政令で定める額として年額300万円の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能となりました。

このことから、本議会におきましても請負の状況を公表すること等により、請負の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として本条例の制定を提案するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号津奈木町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について採決します。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号津奈木町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第23. 議員派遣の件

○議長（柳迫 好則君） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣について、期間等やむを得ず変更を生じる場合は議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

日程第24. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第25. 総務振興常任委員長の閉会中の継続調査の件

日程第26. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（柳迫 好則君） お諮りします。日程第24から日程第26までの各委員長から提出がありました閉会中の継続調査の申し出3件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第24から日程第26までを一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第25、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第26、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第24から日程第26までは、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長（柳迫 好則君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議事日程の追加を行います。

お諮りします。ただいまお手元に配付致しました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加して議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程を追加することに決定しました。

追加日程第1. 議案第29号 工事請負契約の締結について

○議長（柳迫 好則君） 追加日程第1、議案第29号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第29号工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

防災行政無線整備工事については、去る3月5日、防災行政無線のメーカー5社により、指名競争入札を実施しました結果、本案のとおり落札されました。

主な工事内容は、親局設備、中継局1局、簡易中継局1局、屋外拡声子局17局を整備するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。議案第29号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

追加日程第2. 議案第30号 工事請負変更契約の締結について

○議長（柳迫 好則君） 追加日程第2、議案第30号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第30号工事請負変更契約の締結について、御説明申し上げます。

津奈木小学校体育館大規模改修工事については、令和5年9月議会において承認を得ておりましたが、工事の施工に伴い、外壁のひび割れ補修等の追加を実施するものであります。この設計変更に伴い、445万1,362円の増額を行い、変更後の請負契約額6,715万1,362円で工事を実施するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号工事請負変更契約の締結について採決します。

お諮りします。議案第30号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

これで、令和6年第1回津奈木町議会定例会を閉会します。

午前11時26分閉会

○議長（柳迫 好則君） ここで、町長から発言の申出がっておりますので、これを許します。
町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

3月5日に開会されました第1回定例会も、15日間にわたって慎重なる御審議をいただき、令和6年度当初予算をはじめ、第10期振興計画、条例改正など、大変重要な案件を御議決賜り、誠にありがとうございました。

会期中にいただきました当初予算等に対する御指摘は真摯に受け止め、議員の皆様は納得いただける事業展開を行ってまいりたいと思います。

また、一般質問でいただいた御指摘、御指導につきましても慎重に検討し、今後の政策に展開できればというふうに考えております。

さて、このたび、津奈木小学校が取り組むサラ玉を活用したアグリビジネスチャレンジ事業が、キャリア教育推進連携表彰で優秀賞等なり、船場校長先生が上京され、代表して受賞されました。

この表彰は、学校関係者と地域や産業界の関係者が連携・協働してキャリア教育に取り組んでいる先進事例を文部科学省が表彰するもので、全国で1校のみの受賞となりました。

株式会社食文化協力のもと続けてきた事業がこのように評価され、大変うれしく思っています。

今後は、事業継続による教育で、子供たちが将来、新たな事業に挑戦する指標となればと考えています。

御協力いただいた校長先生、教頭先生をはじめとする先生方、食文化の井上様、関係者の方々に心より感謝申し上げます。

冒頭申し上げましたとおり、24日には熊本県のリーダーを選ぶ熊本県知事選挙が行われます。報道では、投票率の低迷も予想されます。有権者の皆様には投票に出かけていただき、投票率の向上に御協力いただきたいと思います。

季節が移りまして、春の香りが漂い、まちが淡い桜色に彩られる美しい時節柄となりました。議員の皆様におかれましては、御健康に留意され、引き続き町勢発展のため御尽力いただき、御指導賜りますよう重ねてお願い申し上げます、御礼の言葉に代えさせていただきます。

長期間、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（柳迫 好則君） 閉会の御挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、令和6年度当初予算をはじめ多くの議案が上程され、議員各位の慎重なる審議の結果、全案件、原案のとおり議決を見ましたことは、議員各位の御精励によるたまものと感謝申し上げます。

昨年5月にコロナウイルス感染症が2類相当から5類に移行され、間もなく1年を迎えようとしています。御承知のとおり、2類相当期間中は様々な制限を受けておりましたが、町内において、ふれあい祭りや朝市、オイスターバルなど、様々なイベントが以前のにぎわいを見せるようになり、大変喜ばしく感じているところです。

一方、少子高齢化や物価高騰により地域住民の不安は続いております。本定例会にて議決されました第10期津奈木町振興計画に掲げられた様々な政策の実現がこれらの住民不安の軽減につながるものと確信しておりますので、各事業を速やかに執行いただき、町の活性化並びに住民幸福度の向上につなげていただきたいと思います。

議会としましても、行政と一体となって住民全体の福祉の向上に向け、たゆまぬ努力を行っていく所存であります。

間もなく桜の花びらが舞う春の訪れを感じる季節を迎えますが、日中は寒暖の差が大きい日が続いています。議員各位また執行部各位におかれましては、健康に十分留意され、町政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶と致します。御苦勞さまでした。

午前11時32分終了

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員